

令和 7 年第 3 回南幌町議会定例会議事日程

令和 7 年 9 月 9 日（火）
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
		3 令和 6 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告	
		4 町長一般行政報告	
		5 教育長教育行政報告	
4		一般質問	
5	認定第 1 号	令和 6 年度各会計決算認定について	
6	認定第 2 号	令和 6 年度南幌町病院事業会計決算認定について	
7	認定第 3 号	令和 6 年度南幌町下水道事業会計決算認定について	
8	報告第 5 号	令和 6 年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について	
9	議案第 4 5 号	令和 7 年度南幌町一般会計補正予算（第 3 号）	
1 0	議案第 4 6 号	令和 7 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 1 号）	
1 1	議案第 4 7 号	令和 7 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
1 2	議案第 4 8 号	令和 7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
1 3	議案第 4 9 号	南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 4	議案第 5 0 号	南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 5	議案第 5 1 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1 6	議案第 5 2 号	職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
1 7	議案第 5 3 号	町税条例の一部を改正する条例制定について	
1 8	議案第 5 4 号	南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について	
1 9	議案第 5 5 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
2 0	議案第 5 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
2 1	議案第 5 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
2 2	発議第 1 3 号	議員の派遣承認について	
2 3	発議第 1 4 号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	
2 4	報告第 6 号	株式会社南幌振興公社経営状況報告について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
7 月	2 2 日	第 3 回議会臨時会を開催した。
	同 日	全員協議会を開催した。
	同 日	南幌町議会まちづくり特別委員会政務調査のため、岩見沢市に委員を派遣した。
	2 5 日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	同 日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
8 月	4～6 日	空知町村議会議長会中央要望実行運動が東京都で開催され、議長出席した。
	5 日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	7 日	宮城県山元町議会が視察のため来町し、副議長歓迎の挨拶を述べた。
	1 9 日	北海道町村議会議長会主催広報研修会が札幌市で開催され、関係議員出席した。
	2 0 日	議会懇談会を開催した。
	2 1 日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
	同 日	茨城県守谷市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	2 5 日	空知町村議会議長会役員会が沼田町で開催され、議長出席した。
	2 6 日	全員協議会を開催した。
	同 日	千葉県袖ヶ浦市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	2 9 日	長幌上水道企業団議会定例会本町で開催され、関係議員出席した。
9 月	2 日	議会運営委員会を開催した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和7年8月19日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年9月9日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 7 年 8 月 1 9 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
〃 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 7 年 8 月 1 9 日に執行した令和 7 年 7 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 7 年 7 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 7 年 8 月 1 9 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和7年度

現金出納状況

令和7年7月31日現在（単位:円）

区 分		歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高	
		前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計		会 計 名	金 額		
									一時借入金等 国 保 会 計 へ 介 護 会 計 へ 後 期 会 計 へ			
一 般 会 計		1,734,665,573	440,196,800	2,174,862,373	1,363,090,605	683,792,661	2,046,883,266	127,979,107			127,979,107	
国 保 会 計		164,123,787	78,671,694	242,795,481	124,733,729	52,289,252	177,022,981	65,772,500	一般会計より	0	65,772,500	
介 護 保 険 会 計		159,419,657	92,798,400	252,218,057	154,546,121	79,568,887	234,115,008	18,103,049	一般会計より	0	18,103,049	
後 期 高 齢 者 会 計		15,667,713	15,092,300	30,760,013	13,836,921	13,480,023	27,316,944	3,443,069	一般会計より	0	3,443,069	
歳 入 歳 出 外		198,499,250	16,339,197	214,838,447	84,586,943	51,182,093	135,769,036	79,069,411		0	79,069,411	
合 計		2,272,375,980	643,098,391	2,915,474,371	1,740,794,319	880,312,916	2,621,107,235	294,367,136		0	294,367,136	
一 時 借 入 金	借 入 先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現 金 の 保 管	現 金（つり銭）	175,000
	南 幌 町 農 協			財 政 調 整 基 金	772,428,686	農 業 支 援 対 策 基 金	872,704				信 金 定 期 預 金	10,577,400
	空 知 信 金			減 債 基 金	191,788,944	ふ る さ と 応 援 基 金	225,362,884				農 協 定 期 預 金	6,801,200
				教 育 振 興 基 金	3,661,850	森 林 環 境 譲 与 税 基 金	3,604,097				農 協 普 通 預 金	276,813,536
				地 域 福 祉 振 興 基 金	13,319,570	消 防 防 災 対 策 基 金	10,002,500					
				南 幌 温 泉 ハート＆ハート基金	31,553,311	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 基 金	107,215,590					
				中 山 間 ふ る さ と 水 と 土 保 全 基 金	10,673,982	介 護 給 付 費 等 準 備 基 金	109,058,390	合 計	1,479,542,508		合 計	294,367,136
	合 計	0										

令和7年度

下水道事業会計

令和7年7月31日現在（単位:円）

区 分		歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高		
		前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計		区 分	金 額			
下水道事業（預金）		252,959,911	5,655,789	258,615,700	223,687,333	5,100,757	228,788,090	29,827,610			29,827,610		
下水道事業（現金）								0			0		
下水道事業（預り金）		260,000	0	260,000		0	0	260,000			260,000		
計		253,219,911	5,655,789	258,875,700	223,687,333	5,100,757	228,788,090	30,087,610			30,087,610		
一借入時金	借入先	金 額		基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	歳現の保 管 計 金 管	区 分	金 額	区 分	金 額
	南幌町農協									農協普通預金	30,087,610	現 金	0
	計	0					合 計	0		農協定期預金	0	合 計	30,087,610

令和7年度

病院事業会計

令和7年7月31日現在（単位:円）

区 分		歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流充用額		実 残 高			
		前月までの受高	本 月 中 受 高	累 計	前月までの払高	本 月 中 払 高	累 計		区 分	金 額				
病院事業（預金）		826,627,932	34,841,100	861,469,032	200,691,373	61,886,187	262,577,560	598,891,472			598,891,472			
病院事業（現金）		100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000			
病院事業（預り金）		29,758,988	5,753,410	35,512,398	22,544,475	10,081,748	32,626,223	2,886,175			2,886,175			
計		856,486,920	40,594,510	897,081,430	223,235,848	71,967,935	295,203,783	601,877,647			601,877,647			
一借入時金	借入先	金 額		基 金 の 保 管	名 称	金 額		歳 現 の 保 管	区 分	金 額		区 分	金 額	
	空知信金								信金普通預金	451,777,647		現 金	100,000	
	計	0							信金定期預金	150,000,000		合 計	601,877,647	

諸般報告 3

令和 6 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
について

このことについて、令和 7 年 8 月 22 日付けをもって別紙のとおり南幌町教育委員会から報告があったので報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 教 生 学 号
令和 7 年 8 月 2 2 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町教育委員会
教育長 西 田 篤 人

令和 6 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する
点検・評価報告書を提出します。

令和 6 年度

南幌町教育委員会の活動状況に関する
点 検 ・ 評 価 報 告 書

令和 7 年 7 月

南幌町教育委員会

<目 次>

1. 点検・評価の基本的な考え方	1
(1) 趣 旨	
(2) 点検・評価の対象	
(3) 点検・評価の方法	
2. 教育委員会の構成	2
3. 教育委員会の活動状況	3
(1) 教育委員会の会議	3
(2) 総合教育会議の開催状況	6
(3) その他主な活動状況	7
(4) 法規・規則等の制定、改正状況	8
4. 教育行政執行方針に基づいた主な施策・事業の取組状況、 成果・課題等	10
(1) 学校教育	10
(2) 社会教育	18
5. まとめ	21

1. 点検・評価の基本的な考え方

(1) 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という）」に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

この報告書は、法第26条の規定に基づき、南幌町教育委員会が行った点検・評価をまとめたものです。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「令和6年度教育行政執行方針」に示された主要な施策の12項目に基づき実施（令和6年4月～令和7年3月）した事務事業としています。

学校教育

- ① 確かな学力を育む教育活動の充実
- ② 豊かな人間性と健康な体の育成
- ③ 開かれた学校づくりと教育活動の充実
- ④ 教育環境の充実
- ⑤ 姉妹町児童交流の推進

社会教育

- ⑥ 家庭教育の支援
- ⑦ 青少年健全育成の推進
- ⑧ 生涯学習、社会教育の推進
- ⑨ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ⑩ 芸術・文化活動の推進、ふるさとの記憶の保全
- ⑪ 読書活動の推進
- ⑫ 社会教育関係施設の充実

(3) 点検・評価の方法

法第26条の規定を受けて、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行いました。

2. 教育委員会の構成

教育委員会は、教育長と4名の委員によって構成されています。

任期は、教育長が3年、委員が4年（いずれも再任可能）となっています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

（1）委員名簿

（令和7年3月31日現在）

職 名	氏 名	任 期	備 考
教 育 長	西 田 篤 人	自 R 5 . 11 . 1 至 R 8 . 10 . 31	
委 員	久 保 康 則	自 R 5 . 10 . 1 至 R 9 . 9 . 30	教育長職務代理者
委 員	武 田 優理子	自 R 6 . 10 . 1 至 R 10 . 9 . 30	
委 員	古 道 郁 恵	自 R 6 . 10 . 1 至 R 10 . 9 . 30	
委 員	伊 藤 憲 二	自 R 4 . 11 . 17 至 R 8 . 11 . 16	

3. 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の会議

南幌町教育委員会の会議は、毎月1回開催する定例会と必要に応じて開催する臨時会があり、原則として公開で開催しています。

会議では、教育行政や教育に関する規則改正などの案件について審議しています。

[付議案件の区分について]

議案：「南幌町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」（平成20年教育委員会規則第1号）の規定により、教育委員会の会議において議決することとされているもの。教育委員会規則の制定や改廃、教育に関する事務の管理及び執行方針の基本方針の決定など。

了解：本来議案として付議するものであるが、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがないと認められる案件について、教育長専決で処理することを事前に了解するもの。

報告：教育長が教育委員会から委任を受けた事務のうち、教育長又は委員が重要と認めるものについての管理及び執行の状況並びに教育委員会の議決を必要とするものではないが、重要施策の進捗状況や成果など、町民の関心が高いと考えられる事項等について教育委員会に報告するもの。

種別	期 日	区 分	付 議 案 件 等
定例	令和6年 4月19日	報 告	・第1回議会定例会一般質問について ・令和6年度一般会計予算（教育費等）について ・令和6年度南幌町学校教育の推進について
		その他	・中学校卒業生の進路状況について ・令和6年度主な行事予定について ・教育委員会学校訪問について
定例	令和6年 5月17日	報 告	・令和6年度小中学校児童生徒在籍状況について
		その他	・公設学習塾について ・社会教育施設の管理運営について ・児童生徒のスポーツ活動について ・教育委員会学校訪問について
定例	令和6年 6月21日	報 告	・令和5年度社会教育施設の利用状況について
		その他	・多良木町児童交流学习事業について ・社会教育施設の管理運営について

種別	期 日	区 分	付 議 案 件 等
			・夏休み期間中の社会教育事業について ・令和6年度給食センターの概要について
定例	令和6年 7月19日	議 案	・令和5年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
		報 告	・いじめ把握のためのアンケート調査結果について
		その他	・社会教育施設の指定管理制度導入について ・児童生徒のスポーツ活動について
定例	令和6年 8月23日	議 案	・令和6年度全国学力・学習状況調査結果の公表について ・北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会の決定事項について
		報 告	・令和5年度一般会計決算（教育費等）について
		その他	・児童生徒の文化・スポーツ活動について
定例	令和6年 9月20日	議 案	・南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について ・南幌町スポーツセンター管理規則の全部を改正する規則制定について ・南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について ・南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則の全部を改正する規則制定について
		その他	・児童生徒の文化活動について ・多良木町との児童交流について ・教育委員・教育関係委員合同懇話会の開催について ・南幌町教育委員会委員の任命について
定例	令和6年 10月18日	議 案	・令和6年度南幌町教育文化功労賞並びに奨励賞の決定について ・学校給食費改定の諮問について
		報 告	・第3回議会定例会一般質問について ・令和6年度一般会計補正予算（第5号）について ・教育委員会委員の任命について
		その他	・児童生徒のスポーツ活動について ・J Aなんぼろからの食材提供について

種別	期 日	区 分	付 議 案 件 等
定例	令和 6 年 11 月 15 日	議 案	・ 南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
		報 告	・ 令和 6 年度上半期における社会教育施設の利用状況について ・ 学校給食費改定の答申について
		その他	・ 第 2 回教育委員会学校訪問について ・ 令和 7 年二十歳（ハタチ）を祝う会について ・ 児童生徒のスポーツ活動について ・ 学校給食調理配送等業務の業者選定の結果について
定例	令和 6 年 12 月 20 日	議 案	・ 南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について ・ 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について
		報 告	・ 令和 6 年度南空知 5 町教育支援委員会判定結果について ・ 令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）について ・ 令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）について ・ いじめ把握のためのアンケート調査結果について
		その他	・ 令和 6 年度全国学力・学習状況調査について ・ 旧南幌高校の売り払いについて
定例	令和 7 年 1 月 17 日	報 告	・ 第 4 回議会定例会一般質問について
		その他	・ 児童交流事業における多良木町訪問団受け入れについて
定例	令和 7 年 2 月 14 日	議 案	・ 令和 7 年度南幌町教育行政執行方針について ・ 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について
		報 告	・ 令和 7 年度教育関係予算（案）について
		その他	・ 児童交流事業における多良木町訪問団受け入れ報告について ・ 令和 6 年度なんぼろ体力向上のすすめについて
定例	令和 7 年 3 月 21 日	議 案	・ 南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則の一部を改正する規則制定について ・ 南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について

種別	期 日	区 分	付 議 案 件 等
			・南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について ・南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について ・南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱の全部を改正する告示制定について ・南幌町英語検定料等補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について ・中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱の一部を改正する告示制定について ・南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について ・学校給食費の改定について ・南幌町いじめ問題専門委員会委員の委嘱について ・南幌町スポーツ推進委員の委嘱について ・南幌町社会教育審議会委員の委嘱について ・南幌町地域学校協働活動推進員の委嘱について ・南幌町学校給食運営委員会委員の委嘱について ・南幌町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について
		報 告	・令和７年度学校教職員人事異動について ・令和６年度一般会計補正予算（第１１号）について ・令和７年度小中学校就学予定児童生徒数について
		その他	・令和７年度全国学力・学習状況調査の日程について ・中学生の進路状況について

（２）総合教育会議の開催状況

法第１条の４第１項の規定に基づき、町長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うため、南幌町総合教育会議が設置されています。この会議において、町長と教育長、教育委員４名が教育政策の方向性を共有して推進するため協議を行っています。

期 日	協 議 事 項 等
令和６年 11月15日	（１）小中一貫教育の推進について

期 日	協 議 事 項 等
	(2) 中学校少人数学級の実施に伴う教諭の加配について (3) 学校給食費について (4) その他

(3) その他主な活動状況

期 日	内 容 等
令和6年 4月2日	転入教職員辞令交付式
4月5日	南幌小学校 入学式 南幌中学校 入学式
4月9日	南幌養護学校小学部入学式 南幌養護学校中学部入学式 南幌養護学校高等部入学式
5月31日	南幌中学校 体育祭
6月8日	南幌小学校 運動会
7月19日	学校訪問Ⅰ期（南幌小学校／南幌中学校） 各学校の教育目標や学校経営、運営方針による教育活動を理解するとともに、施設の状況視察や授業参観を実施
9月6日	南幌中学校 学校祭
10月4日	南幌町教育文化表彰審査委員会
10月19日	南幌小学校 学習発表会
11月3日	南幌町教育文化功労賞・奨励賞表彰式（生涯学習センター） 教育文化奨励賞 個人15名、団体1団体
令和7年 1月12日	南幌町二十歳を祝う会（農村環境改善センター） 新成人53名参加
1月17日	学校訪問Ⅱ期（南幌小学校／南幌中学校） 各学校の教育目標や学校経営、運営方針による教育活動を理解するとともに、施設の状況視察や授業参観を実施
3月7日	南幌養護学校 高等部卒業式
3月12日	南幌中学校 卒業式

3 月 14 日	南幌養護学校 小学部卒業式 南幌養護学校 中学部卒業式
3 月 19 日	南幌小学校 卒業式

(4) 法規・規則等の制定、改正状況

①教育関係条例

番号	題 名	公 布 年月日	施行 (適用) 年月日
(R6 年) 1 9	南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について	6. 10. 25	6. 10. 25
(R6 年) 2 0	南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について	6. 10. 25	6. 10. 25
(R7 年) 7	南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について	7. 3. 12	7. 4. 1

②教育委員会規則

番号	題 名	公 布 年月日	施行 (適用) 年月日
(R6 年) 6	南幌町スポーツセンター管理規則の全部を改正する規則制定について	6. 9. 24	6. 9. 24
(R6 年) 7	南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則の全部を改正する規則制定について	6. 9. 24	6. 9. 24
(R6 年) 8	南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について	6. 12. 23	6. 4. 1
(R7 年) 1	南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則の一部を改正する規則制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 2	南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 3	南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 4	南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 5	南幌町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について	7. 3. 24	7. 4. 1

③教育委員会要綱

番号	題 名	公 布 年月日	施行（適用） 年月日
(R7 年) 1	南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱の全部を 改正する告示制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 2	南幌町英語検定料等補助金交付要綱の一部を改正 する告示制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 3	中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱 の一部を改正する告示制定について	7. 3. 24	7. 4. 1
(R7 年) 4	南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付 要綱の一部を改正する告示制定について	7. 3. 24	7. 4. 1

4. 教育行政執行方針に基づいた主な施策・事業の取組状況、成果・課題等

(1) 学校教育（小・中学校・給食センター含む）

○主な施策

1. 確かな学力を育む教育活動の充実

点検評価項目 (1) 学びの充実に向けた授業改善や学習指導の充実

取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎教務部において各種調査・テスト等の結果を分析し、全体で課題を共有した。校内研修において「学び合い」の場面を増加させた授業改善に向け、全校で推進することを確認。 【中学校】 ◎教職員が意欲的に授業改善に取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現させる授業の展開を目指した研修の充実。 ◎数学科と英語科における習熟度別少人数指導の実施。 ◎全国学力・学習状況調査、NRT 及びチャレンジテスト等の結果分析から、苦手な領域の学び直し。 ◎長期休業における学習会や公設学習塾への参加及び英検、漢字検定等への挑戦の推奨。	【小学校】 ◎課題解決に向けた「学び合い」の場面を増加させた授業改善で、主体的に授業へ参加できる児童が増加し、自分の思考を全体に表現できるようになった。授業改善において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が図れなかった。 【中学校】 ◎「個別最適な学び」と「協働的な学び」を意識した授業展開が見られ、生徒にも課題に対して、自己調整を図りながら探究的な学びの姿が見られつつある。 ◎苦手な領域についての学び直しを行っているが、数値としての改善にまでは至っていない。 ◎学習会、公設学習塾への参加や各種検定を受験する生徒は見られるが、全体としての基礎学力向上の成果には至っていないため、引き続き推奨していく。

点検評価項目 (2) 望ましい生活習慣と学習習慣の定着

取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎学校評価アンケートと全国学力学習状況調査の結果を分析し、生活習慣と学習習慣の課題について検討。 職員全体で共有し、家庭での生活や学習の取組について啓発する文書を配付。 【中学校】 ◎全国学力・学習状況調査や学校評価アンケートから生徒の生活習慣や学習習慣を把握し、課題について家庭と共有。	【小学校】 ◎「朝食を食べていますか」の質問で否定的回答が 10%、4 時間以上テレビゲーム等をしている児童が 21.6%など生活習慣の改善が必要な児童が少なからずいる。また、普段家庭で勉強している時間は第 6 学年の平均で 1 時間程度であった。家庭への啓発など連携をさらに強化し、学校と家庭で児童を育成する意識改革が必要である。 【中学校】 ◎毎日決まった時間の就寝、起床及び、朝食については全国平均と同程度の数値である。しかし、家庭学習時間及びスマートフォン等の

取組内容	成果・課題等
◎「南幌中の手引き」を活用し、生活習慣、学習習慣の確立に向けた取組を家庭と共有。 ◎クロムブックの持ち帰りを推奨し、家庭学習習慣の定着の徹底。 ◎家庭と連携し、スマートフォンの使用時間及び使用のきまりの徹底。 【学校教育係】 ◎基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図るため、公設学習塾を開設し、小学4年生から中学3年生を対象に算数・数学を年15回、英語を年10回実施した。 ◎なんぼろ学力向上メッセージの作成。 (小・中学校の全保護者に配布)	使用状況については課題が見られる。 ◎家庭学習時間の長さには依然として課題が見られるため、家庭と連携し家庭学習時間の確保に努める。 ◎スマートフォンの使用時間や使用状況については、改善を図る必要があるため、家庭での使用のルールの定着を呼びかけていく。 【学校教育係】 ◎公設学習塾の参加者は小学生30%、中学生15%で中学生の参加者が少なかったが、長期休業期間の特別授業においては4名の追加参加があった。いずれにしても参加意欲の向上に繋がる工夫が必要である。 ◎全国学力学習状況調査児童質問紙の結果を基に分析を行い、学力低下に起因する項目などをグラフ化し、保護者に配布した。
点検評価項目 (3) 小・中学校が連携した学校教育の充実	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎小・中学校において9年間の教育課程を整備するための全体計画を作成し、全体で共有。 【中学校】 ◎中学校教員による小学校への乗り入れ授業の実施。 ◎小・中学校の教職員による授業参観及び児童生徒交流の開催。 ◎小学6年生を中心とした中学校行事の見学。 【学校教育係】 ◎小中一貫教育推進委員会の開催。	【小学校】 ◎小・中学校の教職員が一体となって児童生徒の育成に努めるための方向性を確認することができた。今後は9年間を見通した各教科領域の教育課程の具体的な整備が課題である。 【中学校】 ◎「9年間を見通す」という共通認識をもって、小中一貫教育への準備を進めることができた。 ◎相互に授業参観を行うことで小学校の実態把握を進めることができた。 ◎中学校の学校行事を参観することで、6年生が入学前に中学校の様子について知ることができ、中1ギャップ解消に効果的であった。 【学校教育係】 ◎各グループで設定した具体的な取組を推進委員会で共有することで進捗状況を確認できた。 ◎計画的な小中一貫教育の推進に向けて、学校間の「つながり」がスムーズとなるよう、連携して進めていく。

点検評価項目 (4) ICT を活用した資質・能力の向上	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎一人一台端末を活用し、Google workspace や CANVA を活用した共同学習、学習用アプリを活用した個別最適な学習の充実。 ◎毎時間において電子黒板などの ICT 機器の活用による学習活動の充実。 【中学校】 ◎デジタル教科書や電子黒板を活用した学習の推進において、ICT 支援員の支援を受け、授業における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現のための ICT 機器の効果的な活用に向けた取組。 ◎授業において他者との意見交流やまとめの発表の際に ICT 機器の効果的な活用についての研修の充実。	【小学校】 ◎ICT 機器が文房具と同じような学習道具としての活用がかなり定着した。児童の思考力・判断力・表現力を育成するために効果的な活用を図ることが課題である。 【中学校】 ◎授業において ICT 機器を効果的に活用することで、学習内容への興味や理解の深まりが見られた。 ◎Google クラスルーム等を使うことで他者と意見交流を行い、発表時にプレゼンテーションアプリを効果的に活用する生徒が見られるようになった。
点検評価項目 (5) 国際社会で活躍できる人材の育成	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎授業における ALT と外国語指導講師の効果的な活用。 【中学校】 ◎「イングリッシュトライアル」への積極的な参加。 ◎英語検定助成を活用しての積極的な英語検定への挑戦。 ◎中学生国際留学プログラム事業への参加。 【学校教育係】 ◎中学生国際留学プログラム事業による語学学習の実施。(オーストラリア) 8月4日～8月13日(10日間) ◎英語検定料の助成。	【小学校】 ◎校内研修で実施している「学び合い」の授業改善の取組を活用し、外国語の授業において、コミュニケーション能力を高めるための学び合いを充実することができた。 【中学校】 ◎地域人材や大学生の参加によって、日常の学校生活とは違う雰囲気英語に触れることができ、意欲化に繋げることができた。 ◎助成制度を活用する生徒が増え、意欲的に英語学習に取り組む生徒が増えてきている。引き続き、検定受験者を増やす呼びかけを行っていく。 ◎意欲的な参加姿勢が見られるとともに、留学後の英語への学習意欲の高まりが見られた。 【学校教育係】 ◎ホームステイによる生活体験をすることで、国際社会への理解や生活習慣・文化の違いなど、国際社会で活躍できる人材の育成を図った。

取組内容		成果・課題等
		帰国後、研修報告者の作成や「青少年健全育成を考える集い」において研修発表会を開催することで研修の成果を広く町民に伝えることができた。 ◎事業の周知を定期的に行うことで英検受験の推進を図り、英語力の向上を目指していく。
2. 豊かな人間性と健康な体の育成		
点検評価項目 (1) 豊かな人間関係を育む道德教育の充実		
取組内容		成果・課題等
【小学校】 ◎教職員の知見を深めるとともに、児童に多くの経験をさせるため、外部講師による研修により授業の充実を図った。 【中学校】 ◎道德科を要としながら、教育活動全体を通じて道德教育を行い、生徒の発達段階に応じた適切な指導の充実。 ◎外部講師を招聘した研修の実施。 ◎保護者、地域等への授業公開。		【小学校】 ◎外部講師による研修により、教職員の道德の授業実践力をさらに向上させることができた。 ◎全国学力・学習状況調査の児童質問紙の「道德の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」の質問に肯定的な回答をした児童が 86.5%であった。 【中学校】 ◎道德科及び教育活動全体を通じた道德教育によって、学校評価アンケートにおける、「思いやりの気持ちをもって、仲間との関りを大切にしている」項目で成果が見られた。(90%の肯定的回答) ◎複数年にわたる同一の講師の招聘により、道德科の授業改善が図られた。 ◎道德科の授業を公開することで、保護者、地域の方の生徒理解が深まってきているので、今後も継続する。
点検評価項目 (2) いじめ問題などにおける取組		
取組内容		成果・課題等
【小学校】 ◎児童の実態交流、未然防止の声かけや指導法について協議するため、校内生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)を定期的に開催。		【小学校】 ◎指導部を中心とした校内組織体制を強化し、業務推進することができた。また積極的ないじめの認知を行い、6月調査では31人の認知件数であったが、11月調査では104人と、自分でアンケートに記入し知らせてくれる児童が増加した。一人ひとりに寄り添った指導を継続する。

取組内容	成果・課題等
【中学校】 ◎「いじめは何があっても許されない」という共通理解での指導の徹底と『いじめ防止』基本方針の周知。 ◎「いじめアンケート」、日常の生徒の様子を観察と交流、及び教育相談から「見逃しゼロ」の徹底。 ◎スクールカウンセラーの活用や教育相談、生徒実態交流会の計画的な取組。 ◎いじめが起きた際の迅速な対応の徹底（いじめ問題対策委員会の開催、被害者の安全確保、加害者への指導、家庭及び関係機関への連絡等）。 ◎計画的なピア・サポートの取組を通した、いじめを生まない学級風土づくりの充実。 【学校教育係】 ◎いじめ対策連絡協議会の開催。	【中学校】 ◎「いじめは許されない」という指導の徹底を図ることで重大事案は起きなかったが、引き続き「いじめはいつでも、どこにでも起きる」という緊張感をもった指導を継続していく。 ◎「いじめアンケート」等により、いじめの把握及び認知を行った。 ◎生徒の実態の共通理解が深まり、より組織での対応ができるようになった。 ◎家庭状況の複雑化により、外部関係機関との連携を一層強める必要がある。 ◎いじめの訴えがあった際の詳細な事実確認、被害者の安全確保、保護者への指導を適切に行った。 ◎自己有用感、自己肯定感等を高めることによって、いじめの起こらない学級づくりがいじめ防止の最大の対策と捉え、ピア・サポートプログラムを活用するなど継続して取り組んでいく。 【学校教育係】 ◎いじめのアンケート調査結果を基に、情報共有や意見交換を行い、関係機関と連携を図ることができた。 引き続き、いじめなどの未然防止と早期発見、健やかに成長できる環境づくりに向けて、地域や関係機関と連携を図っていく。
点検評価項目 （3）体力や運動能力の向上に向けた取組	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の傾向から、縄跳びの取組を令和5年度から継続実施。 【中学校】 ◎全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析し、学年や個人の改善種目を設定した取組。 ◎運動に親しむことを目的とした生徒会主催の取組。	【小学校】 ◎児童の積極的な取組により、第5学年の記録は握力や反復横跳びの記録が上昇しているが、身体の柔軟性や脚力の項目では低迷していることから、体育専科教員を中心に全教員で体力向上の取組を充実させる必要がある。 【中学校】 ◎保健体育の授業で「体づくり運動」を継続することで、課題種目の数値に改善が見られた。 ◎生徒会行事の中に運動の要素を取り入れた企画をすることで、楽しく運動する機会を設定できた。

点検評価項目 (4) 安全・安心な学校給食と食育の推進	
取組内容	成果・課題等
【給食センター】 ◎主食分の費用や食材費の物価高騰分の全額町負担を実施。 ◎給食だよりの発行。(年 15 回) ◎南幌産給食週間の実施。(10 月)	【給食センター】 ◎米・麺・パンの主食分の費用や物価高騰分を町が負担することで保護者負担を軽減することができた。 ◎栄養教諭による食事の大切さやマナーなど食に関する指導を実施することができた。 ◎新鮮な南幌産食材を積極的に取り入れ、基幹産業である農業への理解や関心を高めることができた。また、南幌産給食週間を実施し地元農産物への理解を高めることができた。
3. 開かれた学校づくりと教育活動の充実	
点検評価項目 (1) コミュニティ・スクールの円滑な運営	
取組内容	成果・課題等
【学校教育係】 ◎学校運営協議会の実施。 ◎小・中学校部会の実施。	【学校教育係】 ◎学校や地域での児童生徒の様子を協議会委員で共有することで課題や問題点について、把握することができた。 学校運営に地域の声を活かすことができる仕組みであるため、グループワークで出された考えや意見をもとに、地域とのつながりを大切にした教育活動を進めることができた。 ◎各部会における授業参観では、SNS の危険性についての授業や、ディスカッションしながら自分の意見を伝える授業の様子に子ども一人ひとりの発想を大事にしている授業だと好評を得ていた。
点検評価項目 (2) 総合的な学習や職場体験活動等の充実	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎稲作を通じた体験学習、外部講師や町内施設、地域の方々の協力によるキャリア教育、ふるさと教育等の実施。 【中学校】 ◎総合的な学習の時間を『南幌学 (NPG)』と位置づけ、国際理解や福祉について探究的な学びの実施。 ◎南幌町内において第 1 学年で農業体験、第 2 学年で職業体験の実施。	【小学校】 ◎地域の方々や外部講師の積極的な協力のもと、児童の勤労意識や職業観の育成を充実させることができた。 【中学校】 ◎変化の激しい社会を生き抜く力の育成を目指し、探究的な学びを深めることができた。 ◎南幌町内で農業体験、職場体験を行うことによって勤労体験の充実を図るとともに、ふるさと教育の要素を加えることができた。

点検評価項目 (3) 特別支援教育におけるきめ細かな教育支援	
取組内容	成果・課題等
【学校教育係】 ◎特別支援教育学習支援員の配置。 ◎特別支援学級生活介助職員の配置。 ◎特別支援教育教育連携会議の開催。	【学校教育係】 ◎児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を継続して実施するため、引き続き支援員、介助員を配置する必要がある。 ◎特別な配慮が必要な児童生徒の情報を共有するため関係機関と連携を図った。特に小・中学校の就学時前に情報連携を密にし、きめ細かな支援につなげる必要がある。
点検評価項目 (4) 学校における働き方改革の取組	
取組内容	成果・課題等
【小学校】 ◎分掌業務を見直し。 ◎会議の効率化。 【中学校】 ◎校務のDX化の推進。 ◎定時退勤日及び部活動休養日の設定。	【小学校】 ◎分掌業務は今後も継続して検証改善を実施し、よりよい業務体制を構築する必要がある。 ◎会議の効率化に努め、在校時間を減少させることができた。 【中学校】 ◎校務支援システム、保護者連絡ツール及びGoogle フォーム等を効果的に活用することで、業務の軽減を図ることができた。 ◎定時退勤日及び部活動休養日を設定することにより、労働時間を軽減させ、教育活動の質を高めることに一定程度の効果が見られた。
点検評価項目 (5) 中学校部活動の地域移行への取組	
取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎部活動地域連携協議会を開催し、中学校部活動や少年団の現状把握と課題の共有を行った。	【社会教育係】 ◎一部の種目で少年団を受け皿として地域移行が完了しており、他種目においても少年団との連携が図られている現状を共有した。引き続き、持続可能な運営体制の構築を見据え協議、検討を進める。
4. 教育環境の充実	
点検評価項目 (1) 学校におけるきめ細かな学習環境の充実	
取組内容	成果・課題等
【学校教育係】 ◎少人数学級の編成。 ◎1人1台端末を使った学習環境をより充実させ、主体的・対話的な学びに繋げるため地域	【学校教育係】 ◎1学年2クラスを維持するため、第6学年に加配教員1名を配置した。 また、少人数学級の編成は、教職員が児童生

取組内容		成果・課題等	
おこし協力隊を活用した ICT 支援員を配置。		徒一人ひとりと係わる時間が確保でき、きめ細かな指導が可能となり学力の向上に繋がるため、継続していく必要がある。 ◎週に 1 回 ICT 支援員を小・中学校に派遣することで、教職員の ICT 活用に対する知見が深まった。 また、ICT 支援員を活用し、どのようにして各授業内に ICT 機器を取り入れるかが課題となる。	
点検評価項目（2）高等学校等への通学支援			
取組内容		成果・課題等	
【学校教育係】 ◎高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学方法によらず学校ごとに一定額を補助し、保護者の経済的負担軽減を図った。		【学校教育係】 ◎広報や個別周知などを継続して行い、未申請者への申請に繋げることができた。今後も制度の定着を図ることができるよう、未申請者への周知などを行い、保護者への負担軽減を行う。	
点検評価項目（3）学校・教育施設の適正な維持管理			
取組内容		成果・課題等	
【学校教育係】 ◎令和 7 年度に小学校大規模改修工事を行うため実施設計を行った。		【学校教育係】 ◎教育施設長寿命化計画に基づき小学校の改修を行うため、関係各位と適宜打合せを行い実施設計を取り進めた。	
5. 姉妹町児童交流の推進			
点検評価項目（1）熊本県多良木町との児童交流学習事業の実施			
取組内容		成果・課題等	
【学校教育係】 ◎訪問団 14 名（児童 10 名・引率者 4 名）が参加し、夏季に多良木町の訪問、冬季に多良木町からの訪問団を受入れ、それぞれ 4 日間の日程で各町の特色ある体験活動や民泊など相互の児童交流に取り組んだ。		【学校教育係】 ◎新型コロナウイルスの影響により事業を中止していたが、5 年ぶりに事業を再開した。久しぶりの開催ということもあり課題なども見つけたが、本町においては、小学校において第 6 学年との交流のほか、北国ならではの体験や民泊家庭との交流が図られた。	

(2) 社会教育

○主な施策

6. 家庭教育の支援

点検評価項目 (1) 家庭教育の学習機会の提供

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎乳幼児から小・中学生の保護者まで対象を拡大し、関係団体（少年団本部、町 PTA 連合会）と連携した情報収集や学習の機会を提供した。	【社会教育係】 ◎他団体との連携事業は、参加者の確保等において、一定の成果があったため、今後も継続する。 今後は事業目的に応じ、参加対象を明確にした事業を実施していく。

点検評価項目 (2) 子育ての不安、悩みを解消できる環境

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎家庭教育支援の生涯学習講座を実施した。 ◎入学説明会に親学講座を実施し、家庭でのインターネット環境との向き合い方を題材とした講義の実施。	【社会教育係】 ◎家庭教育に関わる団体の実施事業と連携し、参加者確保に努める。 ◎町広報を通じて情報提供を図り、家庭教育に係る広範な情報を提供していく。

7. 青少年健全育成の推進

点検評価項目 (1) 子どもの未来を応援する取組

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎未来に向かう子どもたちの将来の夢を応援することを目的として、スタジアム DJ の山形翼氏を招へいし、プロフェッショナル講演会を実施。 ◎全国から多様な経歴や経験を有している大学生・社会人を地域に招き入れ、青少年異世代交流事業を実施。	【社会教育係】 ◎児童生徒が出演する場面を設定し、盛会に行うことができ、沢山の前向きな感想が寄せられた。 ◎町内の中高生への学習支援、雑談形式の対話やワークショップの運営の中で異世代交流を図り、子どもたちが将来について考える機会を提供することができた。 夏休みではなく 9 月平日も含めた日程で開催したことにより、参加者が増加した。

点検評価項目 (2) 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくり

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎地域人材や各団体が、児童生徒と関わり、多種多様な経験ができる機会の確保。 ◎子ども会事業等を通じて、大学生を活用し、多世代との交流や自然体験、生活体験活動の実施。	【社会教育係】 ◎生涯学習サポーターの新規人材の発掘と活用場面の確保が課題であり、サポーターの固定化が見られる。 ◎子ども会事業では多様な体験活動を経験させる場として寄与している。

8. 生涯学習、社会教育の推進

点検評価項目 (1) 学習ニーズに対応した機会の提供と成果を活かせる環境づくり

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎さわやかカレッジやふるさと南幌みらい塾の開催。	【社会教育係】 ◎講座内容により参加者の増減が顕著であるが、ニーズの高い講座だけではなく、地域課題や今日的な課題解決のための講座開設も必要であると考えている。 ◎主体的な学びを継続するためのサークル化や学習成果を活用するための場面づくりを促進させるための取組が重要である。

点検評価項目 (2) 多角的に生きがいや人とのつながりを創る機会の創出

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎全庁的な取組として生涯学習事業を展開するため、生涯学習推進本部を開催。	【社会教育係】 ◎各課連携事業を情報共有し、その効果についての確認を行った。 また、各課において実施している生涯学習事業の日程を職員PCで可視化できる仕組みを作った。

9. スポーツ・レクリエーション活動の推進

点検評価項目 (1) 日常的にスポーツやレクリエーション活動に参加できる環境づくりと機会の充実

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎通年事業であるフィットネス教室やスイミングスクール等、各種事業を開催。	【社会教育係】 ◎町民が身近に参加することができ、体力向上や健康維持を図る機会を提供するための教室であるが、その教室自体がコミュニケーションの場となっており、副次的な効果が見られる。 委託先が変更されたことにより、新しい運動メニューが追加され、参加者増に繋がった。

点検評価項目 (2) スポーツ大会を通じた地域間交流の活性化

取組内容	成果・課題等
【社会教育係】 ◎ソフトボール大会、ミニバレーボール大会や歩こう会等、スポーツ大会を通じた地域内、地域間交流の促進を図った。 地域の実情に即した各種スポーツ大会を行うため、スポーツ推進委員との協議を行った。 ◎子ども会の新規事業としてニュースポーツ体験会を実施した。	【社会教育係】 ◎各スポーツ大会は参加チームも確保することができ、盛会裏に大会が終了した。チーム内外での交流場面も見られ、地域コミュニティの形成・活性化に寄与している。 ◎新たなにニーズに対応するため、ニュースポーツの検討など、スポーツのあり方についてスポーツ推進委員と継続的に協議を行う。

点検評価項目 (3) 運動能力の基礎が形成される幼少年期からスポーツに親しむ環境づくり		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎ジュニアアスリート教室や水泳教室、スキー教室を開催。	【社会教育係】 ◎子どもの体力向上とスポーツに親しむ環境を提供しているが、各教室の申込者が定員を超えたため、抽選により参加者を決定した。 ◎指導者、運営スタッフの拡充にも限界があり、既に各曜日で教室が開催されている現状も踏まえ、今後の児童増加を見据えた抜本的な検討が必要である。
10. 芸術・文化活動の推進、ふるさとの記憶の保全		
点検評価項目 (1) 芸術・文化活動による生きがい、仲間づくりの場の創出		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎町民総合文化展や芸能発表会の開催。	【社会教育係】 ◎生きがいづくり、仲間づくりに寄与しているが、仲間同士の主体的な芸術文化活動への展開（サークル化）等、具体的な動きに至っていないことが課題である。 芸術文化サークルの現状等をヒアリングしながら、既存団体の継続と新規団体の立ち上げの両面からサポートしていく必要がある。
点検評価項目 (2) まちの有形・無形の歴史文化を後世に伝えるための資料保存と普及、継承		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎記憶が風化しないような取組として、俵つみ唄の映像を生涯学習センターで放映し、郷土資料室に関連資料を展示。 ◎栗沢太鼓が主体ではあるが、南幌町の児童が太鼓を行っており、伝統芸能団体として、側面支援を行った。	【社会教育係】 ◎伝統芸能の映像や写真等の展示は継続し、活動の継承については、放課後子ども教室を活用する等、試行的な取組を行い、手法を模索していく必要がある。 ◎俵つみ唄保存会の解散や拓心会の実質活動休止など、伝統芸能団体の存続には大きな課題があるが、栗沢太鼓の関りなど明るい兆しも見える。
11. 読書活動の推進		
点検評価項目 (1) 町民に親しまれ、いつでも気軽に読書や学習活動ができる図書室づくり		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎町広報による新刊案内や特集展示等、読書活動を推進するための各種情報提供の実施。 ◎季節に合わせた図書室の飾りつけと、それに連動した特集展示を実施。	【社会教育係】 ◎町民に親しまれる図書室づくりとして、特集展示や著者をクローズアップした小特集など、図書に親しむ細やかな情報提供が図書貸出に繋がっている。

点検評価項目 (2) 学校図書室の環境充実や読み聞かせサークルと連携した読書活動の推進		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎読み聞かせサークルによる読書、読み聞かせのイベントを実施。 ◎読書感想文コンクールや読書大賞など、読書を啓蒙促進する事業を実施。	【社会教育係】 ◎学校図書室に導入した図書システムは、その活用に課題が残るため、図書担当教諭との連携を図り、今後の活用方策について検討を進める。
1 2. 社会教育関係施設の充実		
点検評価項目 (1) 適正な維持管理と利用環境の向上		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎スポーツセンター、改善センターの指定管理導入に向けた検討協議と事務手続の実施。	【社会教育係】 ◎滞りなく指定管理導入に向けた手続き等を実施した。 今後は社会教育事業と指定管理事業者の自主事業を適正に役割分担しながら、町民の運動機会や文化交流機会の充実を図る。
点検評価項目 (2) サークル活動の促進を図り、広く町民が利用できる場の提供		
	取組内容	成果・課題等
	【社会教育係】 ◎町民の文化活動の発表の場として、ぽろろロビーを会場とした作品展示の開催。	【社会教育係】 ◎作品展示は、町民の文化活動の発表の場として、一定の成果が挙げられている。 ◎展示サイクルのマンネリ化、展示者の固定化が見られる為、今後、サークル活動の発表の場として活用を図り、サークル加入に繋げる等、活動促進に繋がるような施設活用を図っていく。 また、小中学校と連携し、学校活動の発表の場としての新たな活用も検討する。

5. まとめ

この点検・評価の実施をもとに、施策の効果を検証し改善を図りながら、より充実した教育行政の実現に努めてまいります。

認定第 1 号

令和 6 年度各会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び第 241 条第 5 項の規定により、令和 6 年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

令和6年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和6年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和6年度南幌町一般会計歳入歳出決算
令和6年度南幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度南幌町介護保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間及び場所

期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで（うち5日間）
場所 南幌町役場監査委員室

3 審査の方法及び範囲

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和6年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているか、基金運用が適切かつ効率的に実施されているかを主眼に、会計別の予算執行状況の年度間比較などを実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高及び有価証券の確認等については、地方自治法第199条及び第235条の2の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の下捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

4 審査の内容

(1) 財政規模（歳入、歳出）について

(単位：千円)

会 計 区 分	当 初 予算額	予算現額	決 算 額			
			歳入	収入率	歳出	執行率
一 般 会 計	6,958,582	8,697,535	8,232,224	94.7%	8,150,099	93.7%
国民健康保険特別会計	999,532	1,019,114	1,006,186	98.7%	986,433	96.8%
介護保険特別会計	843,857	903,603	903,741	100.0%	880,753	97.5%
後期高齢者医療特別会計	135,088	138,828	136,872	98.6%	136,246	98.1%
特別会計小計	1,978,477	2,061,545	2,046,799	99.3%	2,003,432	97.2%
合 計	8,937,059	10,759,080	10,279,023	95.5%	10,153,531	94.4%

令和6年度一般会計及び3特別会計の合計予算規模は、当初予算額8,937,059千円に対して予算現額は10,759,080千円と1,822,021千円、20.4%増加した。

①一般会計歳出予算の規模について

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度				
	当初予算額	構成比	補正額	予算現額	補正率
議 会 費	53,031	0.8%	269	53,300	0.5%
総 務 費	1,469,252	21.1%	45,839	1,515,091	3.1%
民 生 費	1,399,061	20.1%	316,496	1,715,557	22.6%
衛 生 費	589,771	8.5%	10,602	600,373	1.8%
農 林 水 産 業 費	795,351	11.4%	92,504	887,855	11.6%
商 工 費	163,345	2.3%	947,439	1,110,784	580.0%
土 木 費	1,118,604	16.1%	349,060	1,467,664	31.2%
消 防 費	311,551	4.5%	△14,585	296,966	△4.7%
教 育 費	415,455	6.0%	△6,013	409,442	△1.4%
公 債 費	642,161	9.2%	△2,036	640,125	△0.3%
予 備 費	1,000	0.0%	△622	378	△62.2%
合 計	6,958,582	100.00%	1,738,953	8,697,535	25.0%

令和6年度一般会計予算規模は、当初予算額6,958,582千円に対して予算現額は8,697,535千円と1,738,953千円、25.0%の増加である。

歳出予算増減の主なもので、増加は民生費で316,496千円、22.6%、商工費で947,439千円、580.0%、土木費で349,060千円、31.2%、減額は消防費、教育費、公債費で減額補正を行っている。

②一般会計歳入予算の規模について

(単位：千円)

区 分	令和6年度				
	当初予算額	構成比	補正額	予算現額	補正率
町 税	816,559	11.7%	15,152	831,711	1.9%
地 方 譲 与 税	91,900	1.3%	△3,501	88,399	△3.8%
利 子 割 交 付 金	500	0.0%	0	500	0.0%
配 当 割 交 付 金	2,000	0.0%	1,673	3,673	83.7%
株式等譲渡所得割交付金	1,500	0.0%	4,150	5,650	276.7%
法 人 事 業 税 交 付 金	11,000	0.2%	2,841	13,841	25.8%
地 方 消 費 税 交 付 金	171,000	2.5%	22,091	193,091	12.9%
ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.1%	1,303	6,303	26.1%
環 境 性 能 割 交 付 金	7,000	0.1%	2,772	9,772	39.6%
地 方 特 例 交 付 金	7,000	0.1%	37,253	44,253	532.2%
地 方 交 付 税	2,730,000	39.2%	180,365	2,910,365	6.6%
交通安全対策特別交付金	800	0.0%	0	800	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	49,589	0.7%	2,116	51,705	4.3%
使 用 料 及 び 手 数 料	38,624	0.5%	0	38,624	0.0%
国 庫 支 出 金	612,101	8.8%	916,417	1,528,518	149.7%
道 支 出 金	825,696	11.9%	125,615	951,311	15.2%
財 産 収 入	27,414	0.4%	3,597	31,011	13.1%
寄 附 金	200,020	2.9%	△18,172	181,848	△9.1%
繰 入 金	591,826	8.5%	△343,239	248,587	△58.0%
繰 越 金	20,000	0.3%	107,610	127,610	538.1%
諸 収 入	163,553	2.4%	2,532	166,085	1.5%
町 債	585,500	8.4%	678,378	1,263,878	115.9%
合 計	6,958,582	100.0%	1,738,953	8,697,535	25.0%

歳入予算の主な増額補正は町税 15,152 千円、1.9%、配当割交付金 1,673 千円、83.7%、株式等譲渡所得割交付金 4,150 千円、276.7%、法人事業税交付金 2,841 千円、25.8%、地方消費税交付金 22,091 千円、12.9%、地方特例交付金 37,253 千円、532.2%、地方交付税 180,365 千円、6.6%、国庫支出金 916,417 千円、149.7%、道支出金 125,615 千円、15.2%、財産収入 3,597 千円、13.1%、繰越金 107,610 千円、538.1%、町債 678,378 千円、115.9%となった。

主な減額補正は、地方譲与税△3,501 千円、△3.8%、寄附金△18,172 千円、△9.1%、繰入金△343,239 千円、△58.0%となっている。

③特別会計の財政規模について

3つの特別会計の歳出決算合計額2,003,432千円は、予算現額2,061,545千円に対し△58,113千円、2.8%の減少となった。

歳入決算額合計2,046,799千円は、予算現額に対し△14,746千円、収入率99.3%、前年度決算額1,945,982千円に対し100,817千円、5.2%の増加となっている。

(2) 実質収支について

(単位：千円)

区 分	令和6年度						令和5年度	
	一般会計			特別会計			一般 会計	特別 会計
	金 額	前年度対比		金 額	前年度対比			
		増減額	増減率		増減額	増減率		
形 式 収 支	82,125	△45,486	△35.6%	43,367	△7,417	△14.6%	127,611	50,784
繰越明許費	8,070	7,978	8,671.7%	0	0	0.0%	92	0
実 質 収 支	74,055	△53,464	△41.9%	43,367	△7,417	△14.6%	127,519	50,784

令和6年度一般会計における形式収支額（歳入歳出差引）82,125千円は、前年度比△45,486千円、35.6%減少している。繰越明許費等を除いた実質収支については74,055千円と前年度比△53,464千円、41.9%減少している。

令和6年度は、繰越明許費として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業（繰越額6,422千円）、生活応援チケット事業5,570千円（繰越額17,600千円）、温泉周辺整備事業2,500千円（繰越額384,000千円）が計上され前年度比7,978千円の増加となったが、歳出及び歳入が翌年度となることから、実質収支には影響していない。

3特別会計の形式収支、実質収支はともに黒字となり、合計43,367千円と前年度比△7,417千円、14.6%の減少となった。

(3) 財政構造の弾力性について

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を図りながら、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要、住民のニーズに的確に応え変化に適切に対応するための施策に充てる財源を確保していくことが必要である。これらを判断するための主要財務指標の推移は次表のとおりである。

区 分	財政力指数 (3か年平均)	経常収支比率	経常一般財源比率	実質公債費比率
令和6年度	0.28	90.9%	101.2%	12.4%
令和5年度	0.28	91.0%	100.7%	11.7%
令和4年度	0.28	91.9%	100.2%	10.5%
令和3年度	0.28	87.5%	98.2%	10.2%
令和2年度	0.29	86.1%	97.9%	11.2%

①財政力指数

標準的な行政活動の財源の自力調達力を示し、地方公共団体の財政基盤の強弱を示している。過去3年間の値を単純平均して求め、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、令和2年度は0.29、令和3年度から令和6年度は0.28となった。

②経常収支比率

税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源が人件費、扶助費、公債費等の経常的支出にどの程度充当されているかを表す指標であり、「100%」に近いほど財政にゆとりがないとされ、80%までが適正とされている。

令和6年度は90.9%と前年度比0.1%減少した。

③経常一般財源比率

経常一般財源比率は、毎年度継続して収入される地方税・地方譲与税・地方消費税・普通交付税などの財源のうち、用途が特定されずに使用できる収入と標準財政規模に対する比率であり、この比率が「100%」を超えるほど一般財源に余裕がある。

令和6年度は標準財政規模の増加に対して、町税や普通交付税が増えたことにより、前年度比167,620千円と増加したことで、101.2%と前年度比0.5%増加している。

④実質公債費比率

実質公債費比率は、経常一般財源に占める公債費の比率で元利償還額の負担状況を示すもので、通常3年間の平均値を使用し18%以上だと新たな起債に国や北海道の許可が必要となり、25%以上だと起債を制限される。

令和6年度は12.4%、前年度比0.7%、令和2年度対比で1.2%増加している。

(4) 一般会計について

①歳入について

(単位：千円)

区 分	令和6年度				令和5年度			
	決算額	構成比	前年度比		決算額	構成比	前年度比	
			増減額	増減率			増減額	増減率
町 税	835,927	10.2%	9,984	1.2%	825,943	10.5%	10,198	1.3%
地 方 譲 与 税	87,766	1.1%	△388	△0.4%	88,154	1.1%	693	0.8%
利 子 割 交 付 金	386	0.0%	96	33.1%	290	0.0%	△37	△11.3%
配 当 割 交 付 金	3,673	0.0%	977	36.2%	2,696	0.0%	308	12.9%
株式等譲渡所得割 交 付 金	5,650	0.1%	2,539	81.6%	3,111	0.1%	1,185	61.5%
法人事業税交付金	13,841	0.2%	1,205	9.5%	12,636	0.2%	2,338	22.7%
地方消費税交付金	193,091	2.3%	5,264	2.8%	187,827	2.4%	359	0.2%
ゴルフ場利用税 交 付 金	6,304	0.1%	302	5.0%	6,002	0.1%	△39	△0.6%
環境性能割交付金	9,772	0.1%	△35	△0.4%	9,807	0.1%	2,066	26.7%
地方特例交付金	44,253	0.5%	35,285	393.5%	8,968	0.1%	2,792	45.2%
地 方 交 付 税	2,910,365	35.4%	87,972	3.1%	2,822,393	35.9%	50,505	1.8%
一般財源小計	4,111,028	50.0%	143,201	3.6%	3,967,827	50.5%	70,368	1.8%
交通安全対策特別 交 付 金	926	0.0%	60	6.9%	866	0.0%	△49	△5.4%
分担金・負担金	52,251	0.6%	32,512	164.7%	19,739	0.2%	7,496	61.2%
使用料・手数料	42,437	0.5%	1,356	3.3%	41,081	0.5%	△249	△0.6%
国 庫 支 出 金	1,289,574	15.7%	524,028	68.5%	765,546	9.8%	△836,693	△52.2%
道 支 出 金	935,651	11.4%	△78,875	△7.8%	1,014,526	12.9%	△83,279	△7.6%
財 産 収 入	28,742	0.3%	△10,098	△26.0%	38,840	0.5%	19,434	100.1%
寄 附 金	181,796	2.2%	△21,644	△10.6%	203,440	2.6%	33,322	19.6%
繰 入 金	232,886	2.8%	△231,347	△49.8%	464,233	5.9%	296,117	176.1%
繰 越 金	127,611	1.6%	1,940	1.5%	125,671	1.6%	△64,135	△33.8%
諸 収 入	166,344	2.0%	△223,160	△57.3%	389,504	5.0%	177,657	83.9%
町 債	1,062,978	12.9%	240,765	29.3%	822,213	10.5%	△11,570	△1.4%
特定財源小計	4,121,196	50.0%	235,537	6.1%	3,885,659	49.5%	△461,949	△10.6%
合 計	8,232,224	100.0%	378,738	4.8%	7,853,486	100.0%	△391,581	△4.7%

令和6年度の一般会計の歳入決算額は8,232,224千円と予算現額8,697,535千円に対し収入率94.7%、調定額8,247,654千円に対し99.8%、前年度比378,738千円、4.8%の増加となっている。

そのうち一般財源は4,111,028千円で前年度比143,201千円、3.6%増加し、特定財源は4,121,196千円で前年度比235,537千円、6.1%増加している。

なお、寄附金のうち、ふるさと応援寄附金は、15,827件、173,876千円と前年度を10,754千円下回った。返礼品を含めた諸経費は88,424千円と受入れ寄附金額の50.9%となった。

住民が他市町村に寄附した件数は396件、24,579千円と前年度の359件、21,432千円に対し増加しており、町民税影響額は13,725千円となっている。

②町税の収納状況について

(単位：千円)

区 分	調定額	収 入 済 額		不 納 欠損額	収 入 未済額	収 納 率		不 納 欠損率	未収率
		金 額	構成比			6年度	5年度		
個人町民税	326,442	317,942	38.0%	33	8,467	97.4%	97.2%	0.0%	2.6%
法人町民税	65,706	65,523	7.8%	120	63	99.7%	99.8%	0.2%	0.1%
固定資産税	349,860	345,154	41.3%	45	4,661	98.7%	98.5%	0.0%	1.3%
軽自動車税	29,319	29,288	3.5%	6	25	99.9%	99.8%	0.0%	0.1%
たばこ税	68,100	68,100	8.2%	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
入湯税	9,920	9,920	1.2%	0	0	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
町税計	849,347	835,927	100.0%	204	13,216	98.4%	98.3%	0.0%	1.6%

令和6年度の町税調定額は滞納繰越分を含め849,347千円と前年度比8,807千円、1.0%増加した。

収入済額835,927千円は前年度比9,984千円、1.2%増加している。調定額849,347千円に対する収納率は98.4%と前年度より0.1%増加となった。

不納欠損額204千円は前年度比5千円であった。

収入未済額13,216千円は前年度比△1,182千円、未収率1.6%は前年度より0.1%減少している。

③町税等の不納欠損処分の状況について

令和6年度末の町税と保険税(料)の収入未済額は55,796千円(うち、現年分4,186千円、滞納繰越分51,610千円)と前年度末の63,019千円(うち、現年分5,140千円、滞納繰越分57,879千円)より改善された。なお、滞納繰越分に係る不納欠損額は84千円と前年度の605千円を521千円下回っている。

町税等の収納対策については、年間を通じて滞納者の預金調査等の各種調査207件を行うとともに、恒常的な収納活動については折衝経過をシステムに記録し、情報共有を図り効率的な収納事務を推進している。また、催告書の送付や電話による催告等を行い、滞納者へ納税意識の喚起を図るとともに、納付に応じない滞納者に対しては、差押執行21件、1,033千円(前年度11件、201千円)など滞納処分を行っている。

なお、行政サービス制限条例により納税確認の依頼があった各種申請 921 件のうち、納税相談が必要となった者は 15 名で、このうち 10 名は面談等を行い、納付又は特例措置により対応が図られている。

【不納欠損の状況（滞納繰越分）】

(単位：千円、人)

区 分		調 定 額		収 納 額				不納欠損額			
		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 5 年度	
		金 額	金 額	金 額	収納率	金 額	収納率	金 額	欠損率	金 額	欠損率
町 税	個 人 町 民 税	9,327	10,092	1,525	16.4%	1,600	15.9%	33	0.4%	156	1.5%
	法 人 町 民 税	95	60	31	32.6%	10	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
	固 定 資 産 税	5,027	5,387	885	17.6%	1,397	25.9%	45	0.9%	43	0.8%
	軽 自 動 車 税	65	68	50	76.9%	30	44.1%	6	9.2%	0	0.0%
	小 計	14,514	15,607	2,491	17.2%	3,037	19.5%	84	0.6%	199	1.3%
保 険 税 (料)	国民健康保険税	46,521	51,479	8,255	17.7%	6,765	13.1%	0	0.0%	406	0.8%
	介 護 保 険 料	1,210	1,143	286	23.6%	218	19.1%	0	0.0%	0	0.0%
	後期高齢者医療保険料	688	328	208	30.2%	53	16.2%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	48,419	52,950	8,749	18.1%	7,036	13.3%	0	0.0%	406	0.8%
合 計		62,933	68,557	11,240	17.9%	10,073	14.7%	84	0.1%	605	0.9%

※法人町民税の不納欠損額には、現年課税分 120 千円は含まない。

令和 6 年度における町税・国民健康保険税などの不納欠損処分の内容は、個人町民税 1 名、1 社、3 件、33 千円、法人町民税 1 社、3 件、120 千円、固定資産税 2 名、2 社、11 件、45 千円、軽自動車税 1 社、1 件、6 千円となった。

不納欠損処分については、税や使用料等の公平かつ公正な町民負担の確保の観点から、個別対応の詳細について検証した結果、地方税法第 18 条第 1 項の規定による時効 5 年を経過した者が 4 名、11 件、67 千円、地方税法第 15 条の 7 第 5 項の規定による即時消滅による者が 2 名、7 件、137 千円の処理であり、いずれも法の規定による処分であり、やむを得ないものと認められた。

④歳出（節別）について

(単位：千円)

区 分	令和6年度						令和5年度	
	予算現額	決 算 額		前年度比			決 算 額	
		金 額	構成比	増減額	増減率		金 額	構成比
報 酬	75,936	73,284	0.9%	△11,910	△14.0%		85,194	1.1%
給 料	409,457	408,709	5.0%	17,670	4.5%		391,039	5.1%
職 員 手 当 等	248,572	246,639	3.0%	18,174	8.0%		228,465	3.0%
共 済 費	170,807	169,017	2.1%	△4,006	△2.3%		173,023	2.2%
報 償 費	8,438	5,734	0.1%	972	20.4%		4,762	0.1%
旅 費	9,168	6,021	0.1%	198	3.4%		5,823	0.1%
交 際 費	1,257	1,126	0.0%	232	26.0%		894	0.0%
需 用 費	440,295	410,296	5.0%	△16,770	△3.9%		427,066	5.5%
役 務 費	51,974	44,323	0.5%	△1,951	△4.2%		46,274	0.6%
委 託 料	931,794	910,919	11.2%	16,738	1.9%		894,181	11.6%
使用料及び賃借料	58,928	56,039	0.7%	△1,503	△2.6%		57,542	0.7%
工 事 請 負 費	1,569,637	1,560,505	19.2%	592,530	61.2%		967,975	12.5%
原 材 料 費	9,756	9,091	0.1%	104	1.2%		8,987	0.1%
公有財産購入費	10	5	0.0%	5	皆増		0	0.0%
備 品 購 入 費	44,283	42,116	0.5%	△4,206	△9.1%		46,322	0.6%
負担金補助及び交付金	2,010,892	1,987,291	24.4%	△250,436	△11.2%		2,237,727	29.0%
扶 助 費	687,579	664,451	8.2%	91,166	15.9%		573,285	7.4%
貸 付 金	500	0	0.0%	0	0.0%		0	0.0%
保障補填及び賠償金	0	0	0.0%	0	0.0%		0	0.0%
償還金利子及び割引料	675,178	674,706	8.3%	△16,785	△2.4%		691,491	9.0%
投資及び出資金	27,686	27,686	0.3%	△931	△3.3%		28,617	0.4%
積 立 金	270,950	270,857	3.3%	△19,607	△6.8%		290,464	3.7%
寄 付 金	0	0	0.0%	△500	皆減		500	0.0%
公 課 費	553	435	0.0%	△318	△42.2%		753	0.0%
繰 出 金	585,485	580,849	7.1%	15,358	2.7%		565,491	7.3%
予 備 費	378	0	0.0%	0	0.0%		0	0.0%
合 計	8,289,513	8,150,099	100.0%	424,224	5.5%		7,725,875	100.0%

令和6年度一般会計歳出予算現額（繰越額除く）8,289,513 千円に対して決算額 8,150,099 千円、執行率 98.3%と前年度比 424,224 千円、5.5%増加している。

⑤性質別歳出の構成比の状況について

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
人 件 費	10.1	10.4	10.4	12.0	10.5
扶 助 費	14.8	11.6	10.9	11.9	8.4
公 債 費	7.8	8.3	7.5	8.1	7.0
義務的経費計	32.7	30.3	28.8	32.0	25.9
普通建設事業費	25.1	22.3	26.7	11.5	21.5
災害復旧事業費	—	—	—	—	—
投資的経費計	25.1	22.3	26.7	11.5	21.5
物 件 費	13.0	13.0	12.0	12.4	11.2
補 助 費	17.2	20.5	20.0	19.3	26.1
繰 出 金	5.1	6.1	5.6	5.8	5.0
そ の 他	6.9	7.8	6.9	19.0	10.3
その他経費計	42.2	47.4	44.5	56.5	52.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

過去5年間の性質別歳出の構造を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）では令和6年度は32.7%で令和2年度対比6.8%構成比が増加している。内訳では扶助費6.4%、公債費0.8%といずれも増加し、人件費は0.4%減少している。

⑥一般会計の地方債について

(単位：千円)

区 分	令和6年度							令和5年度	
	残 高	構成比	発行額	前年度比		元利償還金		残 高	構成比
				増減額	増減率	元金	利子		
一般公共事業債	134,405	1.7%	34,100	13,832	11.5%	20,268	294	120,573	1.6%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	98,076	1.2%	0	△6,101	△5.9%	6,101	300	104,177	1.4%
公営住宅建設事業債	61,003	0.8%	0	△10,875	△15.1%	10,875	354	71,878	1.0%
全国防災事業債	187,883	2.4%	0	△11,349	△5.7%	11,349	785	199,232	2.7%
学校教育施設整備事業債	2,325	0.0%	0	△2,325	△50.0%	2,325	1	4,650	0.1%
一般廃棄物処理事業債	37,713	0.5%	0	△3,387	△8.2%	3,387	80	41,100	0.5%
一般補助施設整備等事業債	1,236,347	15.5%	469,300	430,210	53.4%	39,090	5,281	806,137	10.7%
一般単独事業債	1,198,815	15.1%	191,100	100,522	9.2%	90,578	3,145	1,098,293	14.6%
第三セクター等改革推進債	382,017	4.8%	0	△90,981	△19.2%	90,981	7,228	472,998	6.3%
緊急防災・減災事業債	1,193,161	15.0%	99,600	△13,770	△1.1%	113,370	4,724	1,206,931	16.1%
辺地対策事業債	46,700	0.6%	0	0	0.0%	0	216	46,700	0.6%
財源対策債	83,515	1.0%	26,300	20,877	33.3%	5,423	202	62,638	0.8%
減収補填債	5,946	0.1%	0	△991	△14.3%	991	1	6,937	0.1%
減税補填債	1,341	0.0%	0	△1,455	△52.0%	1,455	2	2,796	0.0%
臨時財政対策債	1,446,312	18.2%	7,978	△168,117	△10.4%	176,095	2,607	1,614,429	21.6%
道貸付金	592,614	7.4%	234,600	203,000	52.1%	31,600	614	389,614	5.2%
一般会計出資債	1,250,151	15.7%	0	△3,438	△0.3%	3,438	6,165	1,253,589	16.7%
合 計	7,958,324	100.0%	1,062,978	455,652	6.1%	607,326	31,999	7,502,672	100.0%

令和6年度末一般会計の地方債残高は7,958,324千円で前年度比455,652千円、6.1%増加している。

令和6年度の発行額1,062,978千円の主なものは、一般補助施設整備等事業債469,300千円（南幌温泉整備事業）、一般単独事業債191,100千円（町道長寿命化整備事業、西20号河道浚渫事業、西17号河道浚渫事業等）、緊急防災・減災事業債99,600千円（消防水利整備事業、小学校改修事業、農村環境改善センター改修事業等）、臨時財政対策債7,978千円、道貸付金234,600千円（農業競争力基盤強化特別対策事業、準工業用地等整備事業）の発行である。

令和6年度地方債償還元金607,326千円は前年度比△5,769千円、0.9%の減少、償還利子31,999千円は前年度比6,031千円、23.2%の増加、償還元利総額では262千円の増加となった。

⑦有価証券・債権・出資金について

（単位：千円）

区 分		令和6年度			令和5年度 残 高	令和4年度 残 高
		残 高	増 加	減 少		
有 価 証 券	株 式 会 社 南 幌 振 興 公 社	30,500	0	0	30,500	29,200
	株式会社南幌リゾート公社	100,000	0	0	100,000	100,000
	株式会社南幌町農産物加工センター	8,500	0	0	8,500	8,500
	北 海 道 曹 達 株 式 会 社	50	0	0	50	50
	合 計	139,050	0	0	139,050	137,750
債 権	ふ る さ と 融 資 貸 付 金	6,674	0	2,666	9,340	12,006
	合 計	6,674	0	2,666	9,340	12,006
出 資 金	北海道市町村備荒資金組合積立金	450,973	1,676	0	449,297	447,694
	南空知ふるさと市町村圏基金	39,147	0	0	39,147	39,147
	北 海 道 健 康 づ く り 財 団	3,120	0	0	3,120	3,120
	北 海 道 農 業 公 社	2,000	0	0	2,000	2,000
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	1,000	0	0	1,000	1,000
	北海道農業信用基金協会	1,000	0	0	1,000	1,000
	北海道市町村職員福祉協会育英事業	1,000	0	0	1,000	1,000
	そ の 他 出 資 金	1,561	0	0	1,561	1,561
	合 計	499,801	1,676	0	498,125	496,522

※ 出資金は、100万円未満のものを「その他出資金」としてまとめて記載した。

令和6年度末の有価証券残高は139,050千円で前年度から異動はない。

債権はふるさと融資貸付金の年次償還により年度末残高6,674千円となった。

出資金は、北海道市町村備荒資金組合積立金は出資金に区分されるが、実質は基金であり資金の効率運用を図るため納付金として受取配分金1,676千円を積み立てたことにより年度末現在で合計499,801千円の残高を有している。

⑧基金について

(単位：千円)

区 分	令和6年度			令和5年度 残 高
	残 高	積 立	取 崩	
財 政 調 整 基 金	899,421	64,242	0	835,179
減 債 基 金	191,647	16,964	18,063	192,746
教 育 振 興 基 金	3,661	0	99	3,760
国民健康保険事業特別会計基金	107,182	0	27,999	135,181
地 域 福 祉 振 興 基 金	13,316	0	0	13,316
南幌温泉ハート&ハート基金	31,535	9,965	28,000	49,570
中山間ふるさと水と土保全基金	10,671	0	0	10,671
介護保険事業介護給付費等準備基金	109,034	11,167	0	97,867
農 業 支 援 対 策 基 金	873	0	0	873
ふ る さ と 応 援 基 金	225,305	178,681	186,500	233,124
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	3,603	1,006	224	2,821
消 防 防 災 対 策 基 金	10,000	0	0	10,000
合 計	1,606,248	282,025	260,885	1,585,108

令和6年度末基金残高は1,606,248千円で前年度比21,140千円の増加である。内訳として財政調整基金64,242千円、減債基金16,694千円、南幌温泉ハート&ハート基金9,965千円、介護保険事業介護給付費等準備基金11,167千円、ふるさと応援基金178,681千円のほか運用利息を含め合計282,025千円を積み立てているが、減債基金18,063千円、教育振興基金99千円、国民健康保険事業特別会計基金27,999千円、南幌温泉ハート&ハート基金28,000千円、ふるさと応援基金186,500千円等、合計260,885千円を取り崩している。

【過去10年間の基金残高】

(単位：百万円)

区 分	R 6	R 5	R 4	R 3	R 2	R 元	H30	H29	H28	H27
財 政 調 整 基 金	899	835	939	881	795	829	813	989	1,028	1,069
減 債 基 金	192	193	279	315	279	326	300	330	330	330
教 育 振 興 基 金	4	4	3	3	3	3	3	3	9	15
国民健康保険特別会計基金	107	135	152	138	126	126	116	57	57	57
地 域 福 祉 振 興 基 金	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
南幌温泉ハート&ハート基金	31	49	54	50	50	52	44	37	37	20
中山間ふるさと水と土保全基金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
介護保険事業準備基金	109	98	98	64	46	42	24	17	17	17
農 業 支 援 対 策 基 金	1	1	1	1	1	1	1	1	5	9
ふ る さ と 応 援 基 金	225	233	223	163	149	78	83	99	120	80
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	4	3	2	1	1	1	-	-	-	-
消 防 防 災 対 策 基 金	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,606	1,585	1,775	1,640	1,474	1,482	1,408	1,557	1,627	1,621

⑨債務負担行為について

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	金 額	前年度比		金 額	前年度比	
		増減額	増減率		増減額	増減率
各年度末債務負担 行 為 限 度 額	205,612	△23,023	△10.1%	228,635	△11,218	△4.7%
各年度までの支出額	178,700	△5,021	△2.7%	183,721	9,015	5.2%
各年度末以降の 支 出 予 定 額	26,912	△18,002	△40.1%	44,914	△20,233	△31.1%

※ 南幌振興公社に対する損失補償（元金181,660千円（現在高110,160千円）及びその利息を限度）を含まない。

令和6年度末の状況は、中小企業総合振興資金利子補給（R6）3,847千円を追加し、債務負担行為限度額合計205,612千円は前年度比△23,023千円、10.1%減少した。

各年度までの支出金は178,700千円、前年度比△5,021千円、2.7%減少し、債務負担行為限度額の86.9%が支出済みになっている。なお、令和7年度以降の支出予定額26,912千円は前年度比△18,002千円、40.1%減少している。

⑩土地・建物について

【土地・建物の保有状況】

(単位：㎡)

区 分		令和6年度末 現 在 高	年度中増減		令和5年度末 現 在 高
			増 加	減 少	
土 地	公 用 財 産	33,340.56	0	0	33,340.56
	公 共 用 財 産	4,748,173.47	7,126.32	0	4,741,047.15
	普 通 財 産	487,101.61	0	4,031.48	491,133.09
	計	5,268,615.64	7,126.32	4,031.48	5,265,520.80
建 物	公 用 財 産	6,025.83	0	0	6,025.83
	公 共 用 財 産	58,012.72	0	0	58,012.72
	普 通 財 産	2,618.35	0	0	2,618.35
	計	66,656.90	0.00	0.00	66,656.90

令和6年度において公用財産では異動はなく、土地で33,340.56㎡、建物で6,025.83㎡を保有している。

公共用財産では、土地で公衆用道路等の異動を行い4,748,173.47㎡保有し、建物で異動はなく、58,012.72㎡を保有している。

普通財産では、土地で旧町営夕張太プールを売却したことなどにより4,031.48㎡減少し、487,101.61㎡となっている。建物で異動はなく、2,618.35㎡を保有している。

(5) 特別会計について

①国民健康保険特別会計について

(単位：千円)

区 分		令和6年度				令和5年度	
		決算額	構成比	前年度比		決算額	構成比
				増減額	増減率		
歳入	保 険 税	206,014	20.5%	1,429	0.7%	204,585	20.7%
	国 庫 支 出 金	3,152	0.3%	3,127	12,508.0%	25	0.0%
	道 支 出 金	672,020	66.8%	△14,418	△2.1%	686,438	69.2%
	繰 入 金	108,271	10.8%	15,975	17.3%	92,296	9.3%
	繰 越 金	15,344	1.5%	8,994	141.6%	6,350	0.6%
	諸 収 入 他	1,385	0.1%	△308	△18.2%	1,693	0.2%
	合 計	1,006,186	100.0%	14,799	1.5%	991,387	100.0%
歳出	保 険 給 付 費	642,564	63.9%	△14,027	△2.1%	656,591	66.2%
	国保事業納付金	312,921	31.1%	21,792	7.5%	291,129	29.4%
	保 健 事 業 費	15,427	1.5%	△1,020	△6.2%	16,447	1.7%
	基 金 積 立 金	3	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
	総務費・諸支出金	15,518	1.5%	3,645	30.7%	11,873	1.2%
	合 計	986,433	98.0%	10,390	1.1%	976,043	98.5%
収 支 差		19,753	2.0%	4,409	28.7%	15,344	1.5%

令和6年度末の被保険者数は1,757名と前年度末の1,807名から50名、2.8%減少となり、歳入決算額1,006,186千円は前年度比14,799千円、1.5%増加した。

前年度との収支増減として、歳入では保険税が206,014千円と前年度比1,429千円、0.7%増加し、構成比20.5%となっており、国庫支出金については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として3,152千円の交付があったことにより、前年度比3,127千円、12,508.0%増加となっている。

道支出金については、普通交付金642,000千円、特別交付金30,020千円の合計672,020千円となり、前年度比△14,418千円、2.1%減少し、構成比66.8%となった。

繰入金の内容は、一般会計繰入金80,272千円、国民健康保険事業特別会計基金繰入金27,999千円で合わせて108,271千円、前年度比15,975千円、17.3%増加し、構成比10.8%、繰越金については15,344千円、前年度比8,994千円、141.6%増加し、構成比1.5%となった。

歳出では、保険給付費が642,564千円と前年度比△14,027千円、2.1%減少し、構成比63.9%となった。

医療給付費に相当する国保事業納付金は312,921千円と前年度比21,792千円、7.5%増加し、構成比31.1%となり、給付費と納付金を合わせた構成比は95.0%となった。

○保険給付費について

項 目		単位	令和6年度	増減	増減率	令和5年度
保険者負担分費用		千円	548,607	△14,247	△2.5%	562,854
件数		件	29,012	△1,186	△3.9%	30,198
日数		日	32,836	△515	△1.5%	33,351
平均被保険者数		人	1,763	△64	△3.5%	1,827
1人当たり受診件数		件	16.0	△1.00	△5.9%	17.0
1件当たり日数		日	1.13	0.03	2.7%	1.10
医療費	1件当たり費用額	円	26,152	529	2.1%	25,623
	1日当たり費用額	円	23,107	△93	△0.4%	23,200
	1人当たり費用額	円	430,362	6,851	1.6%	423,511

※医療費は、医療費総額 758,728 千円（前年度 773,754 千円）を用いて計算した。

保険給付費の状況では、総件数が 29,012 件と、前年度比△1,186 件、3.9%減少となり、1件当たりの費用額は 26,152 円と前年度比 529 円、2.1%の増加、1日当たりの費用額は、23,107 円と前年度比△93 円、0.4%の減少、1人当たりの費用額は、430,362 円と前年度比 6,851 円、1.6%の増加となった。

○特定健診について

	特定（40～74 歳）		若年（30～39 歳）		後期高齢者		合計
	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率	
令和6年度	498 名	37.96%	33 名	21.29%	249 名	21.03%	780 名
令和5年度	522 名	38.10%	35 名	21.88%	251 名	22.19%	808 名
前年度比	△24 名	△0.14%	△2 名	△0.59%	△2 名	△1.16%	△28 名

令和6年度の特定健診については、全ての区分において前年度より微減となっている。

後期高齢者医療保険加入者の方には、特定健診等の受診が習慣化している方が多く、それらの方が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したこと、特定健診受診等に対する認識の希薄化、何らかの医療機関に通院していることで特定健診等の受診を要しないものと判断している方がいるものと推察される。

また、人間ドック 93 名（前年度 90 名）、情報提供 52 名（前年度 43 名）を含めた特定健診受診者数は 780 名と前年度の 808 名と比較して 28 名減少した。

南幌町健康ポイント支給事業については、特定健診及び人間ドック、がん検診等の受診率向上対策の一環として、国民健康保険被保険者を対象として実施している。ポイントの取得対象となった被保険者については、保健福祉課から案内する健診結果説明時において「南幌町健康チケット」として配布している。

令和6年度に発行した南幌町健康チケットは、374 名（前年度 534 名）に 454,500 ポイント（前年度 609,000 ポイント）を発行した。

なお、健康チケットの主な利用先としては、南幌温泉が 33.5%（前年度 51.9%）、ビューローが 56.4%（前年度 34.3%）と 2 か所で 89.9%を占めている。

○国民健康保険税

(単位：千円)

区 分	令和6年度	前年度比		令和5年度
		増減額	増減率	
調 定 額	246,793	△5,070	△2.0%	251,863
収 入 済 額	206,014	1,429	0.7%	204,585
不納欠損額	0	△406	皆減	406
収入未済額	40,779	△6,093	△13.0%	46,872
収 納 率	83.5%	—	2.3%	81.2%

令和6年度国民健康保険税の調定額246,793千円は、前年度比△5,070千円、2.0%減少となり、収入済額206,014千円は、前年度比1,429千円、0.7%の増加となった。

収入未済額40,779千円は、前年度比△6,093千円、13.0%の減少となった。

年金からの特別徴収制度や税務課収納対策係との連携を図り、収納率向上に向けて取組を進めているところもあり、収納率が83.5%と前年度比2.3%増加した。

②介護保険特別会計について

(単位：千円)

区 分		令和6年度				令和5年度	
		決算額	構成比	前年度比		決算額	構成比
				増減額	増減率		
歳入	介 護 保 険 料	172,470	19.1%	5,754	3.5%	166,716	20.1%
	国 庫 支 出 金	204,946	22.7%	13,900	7.3%	191,046	23.0%
	支 払 基 金 交 付 金	233,349	25.8%	23,564	11.2%	209,785	25.3%
	道 支 出 金	130,470	14.4%	14,787	12.8%	115,683	14.0%
	繰 入 金	127,368	14.1%	9,136	7.7%	118,232	14.3%
	繰 越 金	35,075	3.9%	7,683	28.0%	27,392	3.3%
	そ の 他	62	0.0%	30	93.8%	32	0.0%
	合 計	903,740	100.0%	74,854	9.0%	828,886	100.0%
歳出	総 務 費	12,097	1.4%	1,293	12.0%	10,804	1.3%
	保 険 給 付 費	822,099	91.0%	83,313	11.3%	738,786	89.1%
	地域支援事業費	22,765	2.5%	△854	△3.6%	23,619	2.9%
	基 金 積 立 金	11,167	1.2%	10,878	3,764.0%	289	0.0%
	諸 支 出 金	12,625	1.4%	△7,688	△37.8%	20,313	2.5%
	合 計	880,753	97.5%	86,942	11.0%	793,811	95.8%
収 支 差		22,987	2.5%	△12,088	△34.5%	35,075	4.2%

令和6年度の第1号被保険者数は2,726名と前年度の2,685名から41名の増加、うち要介護、要支援認定者数は515名で前年度の501名から14名増加し、サービス受給者も17名増加し436名となっている。

令和6年度歳入決算額は903,740千円で前年度比74,854千円、9.0%の増加、歳出決算額は880,753千円で前年度比86,942千円、11.0%の増加である。

増加要因として、介護保険料が172,470千円と前年度比5,754千円、3.5%増加、国庫支出金が204,946千円と前年度比13,900千円、7.3%増加、支払基金交付金が233,349千円と前年度比23,564千円、11.2%増加、道支出金が130,470千円と前年度比14,787千円、12.8%増加した。

歳出では、総務費で介護認定審査会費が審査件数442件と前年度の297件から145件、48.8%増加した。介護認定審査会は開催回数45回(前年度36回)、介護認定審査会費8,857千円と前年度の7,258千円と前年度比1,599千円、22.0%増加した。

保険給付費は別記のように受給者は増加し、平均単価は64,615円と前年度比2,022円、3.2%増加している。

地域支援事業費が22,765千円と前年度比△854千円、3.6%減少した。内訳は訪問型サービス事業が15人、124件と前年度比1人、22件の減、通所型サービス事業は15人、135件と前年度比6人、53件の減、介護予防ケアマネジメント事業は12人、76件と前年度比で3人増、10件の減である。

収支差22,987千円は前年度比△12,088千円、34.5%の減少である。

○介護保険給付の内容推移について

(単位：件、千円、単価：円)

項 目	令和6年度					令和5年度				
	件 数	構成比	保険給付	構成比	平均単価	件 数	構成比	保険給付	構成比	平均単価
居 宅 サ ー ビ ス	8,434	70.4%	395,816	51.1%	46,931	7,735	69.8%	381,472	55.0%	49,318
施 設 サ ー ビ ス	1,250	10.4%	347,877	44.9%	278,302	1,057	9.5%	282,565	40.7%	267,327
介 護 予 防 サ ー ビ ス	2,301	19.2%	30,716	4.0%	13,349	2,298	20.7%	30,121	4.3%	13,107
合 計	11,985	100.0%	774,409	100.0%	64,615	11,090	100.0%	694,158	100.0%	62,593

令和6年度の保険給付額の内容を精査すると、件数で居宅サービスが8,434件と構成比70.4%、前年度比699件の増、構成比は0.6%増加、保険給付金額では395,816千円と前年度比14,344千円の増、構成比は3.9%減少、居宅サービスの平均単価は46,931円と前年度比△2,387円、4.8%減少した。

一方、施設サービスが1,250件と構成比10.4%、前年度比193件増加し、構成比は0.9%増加している。施設サービスの平均単価では278,302円と前年度比10,975円、4.1%増加し、両事業の保険給付額は743,693千円と前年度の664,037千円に対し79,656千円、12.0%増加している。

介護予防サービスは利用件数2,301件、保険給付30,716千円と前年度比3件、595千円、それぞれ増加している。構成比でみると利用件数では19.2%、保険給付では4.0%となっている。

高齢者一人ひとりが介護予防への関心を持ち、フレイル（虚弱）状態に陥ることがないよう各種事業を継続して実施できる環境づくりに努めることが重要であるとする。

③後期高齢者医療特別会計について

（単位：千円）

区 分		令和 6 年度				令和 5 年度	
		決算額	構成比	前年度比		決算額	構成比
				増減額	増減率		
歳入	医 療 保 険 料	96,587	70.6%	8,980	10.3%	87,607	69.7%
	繰 入 金	39,920	29.2%	2,980	8.1%	36,940	29.4%
	繰 越 金	365	0.2%	△797	△68.6%	1,162	0.9%
	諸 収 入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	136,872	100.0%	11,163	8.9%	125,709	100.0%
歳出	総 務 費	1,675	1.2%	24	1.5%	1,651	1.3%
	広域連合納付金	134,476	98.2%	10,888	8.8%	123,588	98.3%
	諸 支 出 金	95	0.1%	△9	△8.7%	104	0.1%
	合 計	136,246	99.5%	10,903	8.7%	125,343	99.7%
収 支 差		626	0.5%	260	71.0%	366	0.3%

令和 6 年度末の被保険者数は 75 歳以上 1,409 名、75 歳未満 35 名、合計 1,444 名と前年度末の 1,408 名に比べ 36 名、2.6%増加している。

歳入では、決算額 136,872 千円と前年度比 11,163 千円、8.9%増加しており、医療保険料については 96,587 千円、前年度比 8,980 千円、10.3%増加し、歳入の 70.6%を占めている。町が制度上において負担する繰入金 39,920 千円は前年度比 2,980 千円、8.1%増加、繰越金 365 千円は前年度比△797 千円、68.6%の減少となっている。

歳出では、医療費に相当する広域連合納付金 134,476 千円と前年度比 10,888 千円、8.8%増加している。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合の管理のもと、市町村で保険料を徴収し、必要な費用を納付する特別会計となっているが、医療費に相当する広域連合納付金が高騰すると、収支バランスを保つことができないため、都道府県単位で保険料の見直しが 2 年に 1 度行われているが、それらの抑制のためにも、日々の生活習慣の見直しや健康診断等による早期発見が重要であるとする。

5 審査意見

（１）令和６年度の概況について

国を取り巻く環境は、全国的に人口減少と少子高齢化が一層深刻化し、総人口は１４年連続で減少、出生数は過去最少を更新、特に１５歳未満の人口減少と７５歳以上の人口増加が顕著で、社会保障費の負担が増大していくことが懸念されている。

国の経済では、緩やかな回復を見せ、実質ＧＤＰはプラス成長を維持したが、物価上昇と海外経済をめぐる不安感が出ており、日本銀行では、政策金利を据え置きしつつもインフレの見通しを引き上げている。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、全世代型社会保障の構築や少子化対策及びこども・若者政策の推進、地方創生の推進が掲げられており、今後は人口政策、労働力確保、技術革新への本格的な取組が求められている。

本町においては、令和７年８月に総務省が公表した人口動態調査で、人口増加率が全国では唯一、３年連続で上位５位以内となるなど、令和４年７月からの人口増加の傾向は現在まで継続しており、本町が展開してきた施策や事業が功を奏していると実感できる。

今後も、令和６年度に策定された「創生総合戦略」に掲げる地域ビジョンの実現に向け、これまでの取組に加えて、デジタル技術を活用して行政サービスを向上させることにより魅力あるまちづくりを期待する。

基幹産業の農業では、様々な要因により米価が高騰し、ふるさと応援寄附金や子育て支援米事業にも影響を及ぼしている。商業では、町内で新たに開業される事業者も増えており、商工会員数も増加するなど、地域に根付き安定した経済活動を担っていくことが期待される。

子ども室内遊戯施設「はれっば」を中心とした中央公園は、地域の交流の場となる各種イベントや町主催による「なんぼろ盆踊り」が開催されるなど、町内外の多くの方々が利用され、賑わいが創出されている。

令和７年３月に「道央圏連絡道路中樹林道路」が開通し、江別南幌間の交通の利便性が大幅に向上している。令和８年１０月に分譲開始を予定している「南幌流通団地」の強い後押しとなることに期待したい。

小中学校では、ＩＣＴの効果的活用を図るため、地域おこし協力隊員によるＩＣＴ支援員が配置され、運用支援、児童生徒のサポート体制が構築されるなど学習環境づくりの充実が図られている。

（２）子育て世代住宅建築費助成事業について

この助成事業の実施によって、本町の人口は２年連続で日本人増加率が全国１位となり町には賑わいが増え、若年層の増加による高齢化率の減少につながった。

この事業は令和８年度までの計画ではあるが、その継続の是非については、町の財政負担を踏まえ、慎重な議論を願いたい。

（３）交通安全対策推進事業について

道央圏連絡道路中樹林道路の開通や近隣市町村の環境変化などにより、町内の車両交通量は増加しており、以前よりも交通事故の発生が増えていくことが懸念されるため、引き続き、町民の交通安全の確保に努力を願う。

（４）防災対策事業について

冬期防災訓練では、冬期間ならではの避難所運営上などの課題が見えてきたことから事業成果を確認できた。訓練のアンケート結果や自主防災組織の活動などを検証し町民の自助・共助の意識向上を図るための活動が継続され、さらなる防災対策の充実が図られることを期待する。

（５）公共交通対策について

令和３年１０月より運行しているオンデマンド交通「あいると」は、運行開始より利用者数を伸ばしている。また、町民の意見を取り入れ、イベント等の臨時運行を実施しており、今後、さらに利用者が増加することによって、乗合乗車率も増加し、よりコスト面で効率化を図ることができると推察する。

民間路線バスの減便などが大きな課題となっており、「あいると」の利便性向上や広域での対策など今後の公共交通対策の検討を注視する。

（６）収納対策事業について

現年課税分は個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料において、昨年度よりも収納率が向上しており、担当職員の努力によるものが多いと考える。今後は、物価高により家計の支出も増大してくることもあり、収納率に影響してくる可能性もあるが、次年度以降の収納率維持に期待する。

（７）子ども・子育て支援について

子育て支援では、妊娠期から子育て期の寄り添った子育て家庭への支援が図られているが、子育て世代の転入増加により、相談内容の多様化や相談件数が増加している。子どもと子育て家庭への支援に関するニーズや課題について、関係所管課が共有・連携を図り、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策や事業の取組を望む。

（８）ふるさと応援寄附事業について

ふるさと納税は、全国の寄附金の規模は年々増加しており、過去最大を更新し続けているが、本町への寄附金総額は前年度並みとなっており、寄附金の一極集中化が進んでいる情勢である。今後は、本町が誇る特産品の発掘・開発に取り組み、魅力ある返礼品の展開により、寄附件数が増加していくことを期待する。

(9) 南幌温泉について

温泉施設の大規模改修を終え、これからの集客や維持コスト削減を期待するところではあるが、軽微な修繕や定期的なメンテナンスなど、指定管理者と施設維持の協議・検討を行い、それらが適切に実施されるよう期待する。

(10) 学校給食運営について

学校給食では、多くの町内産食材が使用され、地産地消が推進されており良好な状況である。平成4年に建築された給食センター施設は、建物や設備の老朽化が進んでいる状況であり、それらが故障した場合の給食提供に影響が生じないよう対応策を事前に検討しておく必要がある。

(11) 審査意見の総括

決算審査に付された令和6年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書の計数は、それぞれの関係諸帳票等並びに証拠書類と照合の結果、執行方針及び予算に対して概ね適正に執行されたものと認められる。

本町の財政の見通しでは、今後は物価高騰や社会保障費増加の影響や公共施設、道路、公園施設などのインフラ施設の改修・更新など投資的経費の増大が見込まれており、引き続き、行財政改革実行計画の遂行、財政推計を踏まえた安定した財政運営の取組が重要である。

令和7年度及び令和8年度の2年間で「第7期南幌町総合計画」の策定が進められるが、全ての事業において事業成果を踏まえた必要性や優先順位を検討し、健全な財政を担保した中で、町民サービスが後退しないよう事業の推進に努力を願う。

今後も本町の発展に向け、理事者をはじめ職員の努力を期待し、審査意見とする。

認定第 2 号

令和 6 年度南幌町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

令和6年度南幌町病院事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度南幌町病院事業会計決算書について意見を次のとおり提出します。

記

1 審査の対象

令和6年度南幌町病院事業会計決算の事業報告書、事業決算書、財務諸表並びに決算書作成の基礎とする関係書類及び証拠書類などを対象にした。

- (1) 令和6年度南幌町病院事業決算報告書
- (2) 令和6年度南幌町病院事業損益計算書
- (3) 令和6年度南幌町病院事業貸借対照表
- (4) 令和6年度南幌町病院事業剰余金計算書
- (5) 令和6年度南幌町病院事業欠損金処理計算書
- (6) その他附属書類

2 審査の期間及び場所

期間 令和7年7月30日（1日間）

場所 町立南幌病院3階会議室

3 審査の方法及び範囲

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和6年度南幌町病院事業決算報告書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているかを主眼に、予算執行状況の年度間比較などを実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高の確認等については、地方自治法第199条及び第235条の2の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

4 審査の内容

(1) 業務の概要について

【表 1 患者数の動向】

(単位：人)

項 目		令和 6 年度					令和 5 年度	
		予 算	実 績	達成率	前年度比		実 績	前年度比
					増減数	増減率		
入 院		14,600	12,110	82.9%	△1,340	△10.0%	13,450	△1,182
外 来	内 科	12,636	13,620	107.8%	507	3.9%	13,113	△125
	小児科	1,250	1,372	109.8%	△294	△17.6%	1,666	198
	眼 科	1,701	1,088	64.0%	16	1.5%	1,072	127
	小 計	15,587	16,080	103.2%	229	1.4%	15,851	200
合 計		30,187	28,190	93.4%	△1,111	△3.8%	29,301	△982
内科患者数		27,236	25,730	94.5%	△833	△3.1%	26,563	△1,307

※入院患者は全て内科の患者

①入院・外来患者数

延患者数は、入院患者が 12,110 人と予算 14,600 人を 2,490 人下回り、達成率 82.9%、前年比△1,340 人、10.0%の減となった。

外来患者は、16,080 人と予算 15,587 人を 493 人上回り、達成率 103.2%、前年比では 229 人、1.4%の増となった。

外来患者に含まれる訪問診療件数は延べ 660 件と前年度の 593 件に比べ 67 件、11.3%上回った。医療連携による受診、転院、検査を含めた紹介件数は 137 件と前年度の 157 件に比べ 20 件、12.7%の減少、他院からの転院依頼件数は 64 件と前年度の 81 件に比べ△17 件、21.0%の減少、受入実績は 73 件と、前年度の 64 件に比べ 9 件、14.1%増加した。

入院・外来患者数の合計は 28,190 人と予算延患者数 30,187 人に対し 1,997 人下回り、達成率 93.4%となった。

②診療科別延患者数

診療科別に延患者数を見ると、入院、外来を合わせて内科は 25,730 人と予算比△1,506 人、達成率 94.5%、前年比△833 人、3.1%減少した。

小児科は 1,372 人となり、前年比△294 人、17.6%減少した。眼科は 1,088 人、前年比 16 人、1.5%増加した。

③医業利益（医業収支）の状況と医業収支比率

【表 2 医業収支の推移】

(単位:千円)

年度 項目	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	収支差	前年増減	収支差	前年増減	収支差	前年増減
医 業 収 支	△201,703	赤字増加 △54,952	△146,751	赤字増加 △20,361	△126,390	赤字減少 61,392
医業収支比率	72.0%	△6.8	78.8%	△2.9%	81.7%	7.9%

本年度の医業収支は△201,703 千円と前年比では赤字幅が 54,952 千円増加した。

医業収益を医業費用で除した医業収支比率は、72.0%と 6.8%低下した。医業収支比率は、医業に投下した費用を医業収益で収入した割合を示している。

医業費用は 721,235 千円と前年比 29,484 千円、4.3%増加し、医業収益が 519,532 千円と、前年比△25,468 千円、4.7%減少したことから、医業収支比率の低下につながった。

④年度別病床利用率の推移

【表 3 年度別病床利用率の推移】

(単位: %、床)

区 分	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	実績	前年度比	実績	前年度比	実績	前年度比
利 用 率	55.3	△5.9	61.2	△5.6	66.8	2.7
延病床数	21,900		21,960		21,900	

町立南幌病院は令和 2 年 8 月に、一般病棟 26 床、療養病棟 54 床の合計 80 床から、一般病棟のみ 60 床へ病床数の削減と同年 10 月に病棟機能転換を行ったが、一般病床の利用率は、本年度 55.3%と前年度の 61.2%を下回っている。

病床利用率は医業収益の増減と経営収支に大きく影響し、町立南幌病院の収益確保に重要なことから、地域医療連携室を中心に関係機関との医療連携強化を行うことで病床利用率を上げることが重要である。

⑤診療単価について

本年度の一人 1 日当たりの診療報酬は入院で 25,777 円と前年比 1,328 円、5.4%の増加、外来で 7,888 円と前年比△197 円、2.4%減少した。令和 2 年度の病棟機能転換以降、一人当たりの入院単価が上昇している。

外来では、新型コロナウイルス感染症に係る各種加算の縮小・廃止に伴い単価が減少した。

(2) 収益的収支について

【表4 比較収支計算書】

(単位：千円)

科 目		令和6年度					令和5年度 実 績
		予算現額	決算額	達成率	増減額	増減率	
医業 収益	入 院 収 益	350,400	305,749	87.3%	△22,766	△6.9%	328,515
	外 来 収 益	116,481	131,720	113.1%	1,448	1.1%	130,272
	その他医業収益	73,014	82,063	112.4%	△4,150	△4.8%	86,213
	合 計	539,895	519,532	96.2%	△25,468	△4.7%	545,000
医業 費用	給 与 費	454,952	436,481	95.9%	21,555	5.2%	414,926
	材 料 費	56,272	50,135	89.1%	2,355	4.9%	47,780
	経 費	189,690	179,126	94.4%	5,636	3.2%	173,490
	減価償却費	54,512	54,510	100.0%	524	1.0%	53,986
	資産減耗費	500	402	80.4%	△796	△66.4%	1,198
	研究研修費	1,500	581	38.7%	210	56.6%	371
	合 計	757,426	721,235	95.2%	29,484	4.3%	691,751
医 業 利 益		△217,531	△201,703	92.7%	△54,952	37.4%	△146,751
医業外 収益	受取利息及び配当金	1	245	24,500.0%	243	12,500.0%	2
	患者外給食収益	1,280	1,058	82.7%	231	27.9%	827
	他会計負担金	50	50	100.0%	13	35.1%	37
	他会計繰入金	192,450	192,450	100.0%	△24,137	△11.1%	216,587
	その他医業外収益	11,154	10,267	92.0%	2,375	30.1%	7,892
	長期前受金戻入	20,098	19,917	99.1%	259	1.3%	19,658
	補 助 金	2,055	2,030	98.8%	△17,706	△89.7%	19,736
	合 計	227,088	226,017	99.5%	△38,722	△14.6%	264,739
医業外 費用	支払利息及び企業債取扱諸費	334	83	24.9%	28	50.9%	55
	患者外給食費用	1,148	1,061	92.4%	233	28.1%	828
	雑 損 失	1,600	1,874	117.1%	△1,080	△36.6%	2,954
	合 計	3,082	3,018	97.9%	△819	△21.3%	3,837
経 常 利 益		6,475	21,296	328.9%	△92,855	△81.3%	114,151
特 別 利 益		0	0	—	0	—	0
特 別 損 失		0	0	—	0	—	0
当年度純利益		6,475	21,296	328.9%	△92,855	△81.3%	114,151

医業収益は519,532千円と予算現額539,895千円に対し△20,363千円、達成率96.2%、前年比△25,468千円、4.7%の減収、うち入院収益は305,749千円と予算現額350,400千円に対し△44,651千円、達成率87.3%、前年比△22,766千円、6.9%減収した。

外来収益は、131,720千円と予算現額116,481千円に対し15,239千円、達成率113.1%、前年比1,448千円、1.1%増収し、医業収益の大部分を占める入院・外来収益は、437,469千円と予算現額466,881千円に対し△29,412千円、達成率93.7%、前年度実績458,787千円に比べ△21,318千円、4.6%の減収となった。

その他医業収益は82,063千円と予算現額73,014千円に対し9,049千円、達成率112.4%、前年比△4,150千円、4.8%減少した。

一般会計からの繰入普通交付税(救急告示分)36,294千円と特別交付税(小児救急医療提供病院)11,375千円は前年と同額となった。

医業費用合計721,235千円は予算現額757,426千円に対し△36,191千円、達成率95.2%、前年比29,484千円、4.3%増加している。

給与費は436,481千円と達成率95.9%、前年比21,555千円、5.2%増加した。人事院勧告による給与改定による。

材料費は50,135千円と達成率89.1%、物価高騰の影響により薬品費など前年比2,355千円、4.9%増加した。

経費は179,126千円と達成率94.4%、光熱水費や燃料費の高騰により前年比5,636千円、3.2%増加した。

減価償却費は、54,510千円と前年比524千円、1.0%増加、資産減耗費は資産の除去に45千円、使用期限切れ等による薬品類の棚卸資産除去費357千円の支出により402千円と前年比△796千円、66.4%減少した。

この結果、医業利益は予算現額△217,531千円に対し決算額△201,703千円と予算比15,828千円、前年度の△146,751千円に比べ△54,952千円、37.4%低下している。

医業外収益226,017千円は予算現額227,088千円に対し△1,071千円、達成率99.5%、前年比△38,722千円、14.6%減少した。うち他会計繰入金192,450千円の内訳は、普通交付税(病床分)46,905千円、特別交付税等85,797千円(不採算地区74,026千円、医師派遣分1,434千円、基礎年金拠出分9,837千円、経営強化プラン500千円)に加え、児童手当3,000千円、リハビリテーション医療に要する経費8,673千円、医師確保対策28,075千円、資金不足に伴う一般会計繰入金20,000千円である。長期前受金戻入19,917千円は、過去に一般会計等から受入れた補助金を収益に振り替え、減価償却費の財源となっているもので、前年比259千円、1.3%増加した。補助金は国民健康保険調整交付金2,030千円を一般会計経由で受入れ、前年比△17,706千円、89.7%減少した。

医業外費用3,018千円は予算現額に対し△64千円、達成率97.9%、消費税納付分の減少により前年比△819千円、21.3%減少した。

以上の結果、当該年度純利益は21,296千円、前年度の114,151千円と△92,855千円、81.3%の減少となった。

(3) 資本的収支について

【表5 資本的収支の明細】

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度			令和 5 年度	令和 4 年度
		決 算 額	前年度対比			
			増減額	増減率		
収 入	出 資 金	26,720	△597	△2.2%	27,317	23,216
	繰 入 金	0	△3,000	皆減	3,000	740
	企 業 債	11,700	500	4.5%	11,200	9,500
	補 助 金	0	0	—	0	0
	収 入 合 計	38,420	△3,097	△7.5%	41,517	33,456
支 出	建 設 改 良 費	11,795	△2,537	△17.7%	14,332	10,412
	企業債償還金	40,079	△895	△2.2%	40,974	34,824
	支 出 合 計	51,874	△3,432	△6.2%	55,306	45,236
収支差		△13,454	335	△2.4%	△13,789	△11,780

資本的支出のうち、建設改良費では機械及び備品購入費として常温配膳車 363 千円、リクライニングスケール 550 千円、薬用保冷庫 715 千円、液晶視力表 487 千円、スリットランプマイクロスコープ 2,035 千円、工事請負費として発熱外来診察室改修工事 7,645 千円を支出し合計 11,795 千円、企業債償還金として 40,079 千円、合計 51,874 千円を支出している。

資本的収入は企業債発行 11,700 千円のほか、一般会計からの企業債償還元金相当額 26,720 千円を出資金として受入れ、合計 38,420 千円となった。

この結果、現金の出入りを伴う資本的収支差額は△13,454 千円となった。

このほか当年度減価償却費 54,510 千円など現金支出の伴わない費用に対し損益勘定留保資金を充てている。

(4) 財務について

本年度病院事業会計の財務規模は 1,113,757 千円と前年比△2,229 千円、0.2%減少している。

①資産の部（運用）

【表 6 比較貸借対照表（資産）】

（単位：千円）

区 分		令和 6 年度				令和 5 年度	
		決 算 額	構成比	前 年 度 対 比		決 算 額	構成比
				増減額	増減率		
固定資産	土 地	13,454	1.2%	0	0.0%	13,454	1.2%
	減価償却資産	1,990,476	178.8%	10,946	0.6%	1,979,530	177.4%
	減価償却累計額	△1,505,397	△135.2%	△53,705	3.7%	△1,451,692	△130.1%
	減価償却資産小計	485,079	43.6%	△42,759	△8.1%	527,838	47.3%
	無形固定資産	153	0.0%	0	0.0%	153	0.0%
	固定資産計	498,686	44.8%	△42,759	△7.9%	541,445	48.5%
流動資産	現金・預金	537,510	48.2%	44,494	9.0%	493,016	44.2%
	未 収 金	75,400	6.8%	△3,988	△5.0%	79,388	7.1%
	貯 蔵 品	2,161	0.2%	24	1.1%	2,137	0.2%
	流動資産計	615,071	55.2%	40,530	7.1%	574,541	51.5%
資 産 合 計		1,113,757	100.0%	△2,229	△0.2%	1,115,986	100.0%

資産勘定では、固定資産の正味残高は 498,686 千円と前年比△42,759 千円、7.9%減少した。

流動資産の 40,530 千円、7.1%の増加は、現金・預金が前年比 44,494 千円 9.0%と大幅に増加したため、これは、医業収益が安定していることが要因である。

②有形固定資産の状況

【表 7 有形固定資産の明細】

(単位：千円)

区 分	前年度末 残高	令和 6 年度				
		増加	減少	年度末 現在高	減価償却 累計額	年度末償 却未済高
土 地	13,454	0	0	13,454	0	13,454
建 物	1,602,767	7,645	0	1,610,412	1,201,568	408,844
構 築 物	66,940	0	0	66,940	63,593	3,347
器械・備品	307,272	4,150	890	310,532	238,687	71,845
車 両	2,591	0	0	2,591	1,548	1,043
合 計	1,993,024	11,795	890	2,003,929	1,505,396	498,533

本年度末の有形固定資産残高は土地を含め 2,003,929 千円と前年比 10,905 千円増加している。減価償却累計額 1,505,396 千円は前年比 53,703 千円の増加であり、年度末の減価償却資産に対する償却率は 75.1%となっている。

③負債・資本の部（調達）

【表 8 比較貸借対照表（調達）】

(単位：千円)

区 分			令和 6 年度末				令和 5 年度末	
			決算額	構成比	前年度対比		決算額	構成比
					増減額	増減率		
負債の部		企 業 債	77,662	7.0%	△29,673	△27.6%	107,335	9.6%
		固定負債合計	77,662	7.0%	△29,673	△27.6%	107,335	9.6%
	流動負債	企 業 債	41,373	3.7%	1,294	3.2%	40,079	3.6%
		未 払 金	36,572	3.3%	△3,067	△7.7%	39,639	3.6%
		諸 引 当 金	29,858	2.7%	2,641	9.7%	27,217	2.4%
		その他流動負債	3,110	0.3%	△1,523	△32.9%	4,633	0.4%
		流 動 負 債 計	110,913	10.0%	△655	△0.6%	111,568	10.0%
	繰延収益	長 期 前 受 金	615,621	55.3%	0	0.0%	615,621	55.2%
		長期前受金収益化累計額	△479,026	△43.0%	△19,917	4.3%	△459,109	△41.1%
		繰 延 収 益 計	136,595	12.3%	△19,917	△12.7%	156,512	14.0%
	負 債 合 計		325,170	29.2%	△50,245	△13.4%	375,415	33.6%

資本の部	資本金	固有資本金	35,033	3.1%	0	0.0%	35,033	3.1%
		再評価組入資本金	1,885	0.2%	0	0.0%	1,885	0.2%
		繰入資本金	1,151,285	103.4%	26,719	2.4%	1,124,566	100.8%
		組入資本金	90,601	8.1%	0	0.0%	90,601	8.1%
		資本金計	1,278,804	114.8%	26,719	2.1%	1,252,085	112.2%
	剰余金	繰越利益剰余金	△511,513	△45.9%	114,152	△18.2%	△625,665	△56.1%
		当年度純利益	21,296	1.9%	△92,855	△81.3%	114,151	10.2%
		剰余金計	△490,217	△44.0%	21,297	△4.2%	△511,514	△45.8%
	資本合計		788,587	70.8%	48,016	6.5%	740,571	66.4%
	負債・資本の部合計		1,113,757	100.0%	△2,229	△0.2%	1,115,986	100.0%

負債勘定では、固定負債で新規に病院整備事業債 11,700 千円を発行したが、翌年度償還分 41,373 千円を流動負債の部に振り替えたため、29,673 千円減少した。

病院整備事業債は、前年度末残高 147,414 千円（固定負債 107,335 千円、流動負債 40,079 千円）に対して 11,700 千円を発行し 40,079 千円を償還したことから、本年度末残高は 119,035 千円（固定負債 77,662 千円、流動負債 41,373 千円）となった。

流動負債は、負債について決算日の翌日から起算して 1 年以内支払分を流動負債、1 年超支払分を固定負債に区分する 1 年会計基準により、令和 7 年度の償還予定額 41,373 千円を固定負債から振り替え、企業債残高が 41,373 千円と 1,294 千円の増加、未払金が 36,572 千円と 3,067 千円の減少、職員手当に係る賞与引当金及び法定福利費引当金が 29,858 千円と 2,641 千円増加したことなどから 110,913 千円と前年比△655 千円、0.6% 減少した。

繰延収益は固定資産取得に伴い、過去に受入れた一般会計等からの補助金 19,917 千円を長期前受金戻入に計上し減価償却費の財源に充て、新たに 2,030 千円の補助金を受け 136,595 千円と前年比△19,917 千円、12.7%減少した。

資本の部では繰入資本金が 1,151,285 千円と一般会計から 26,719 千円の繰入れにより増加したほかに異動はなく、当年度純利益が 21,296 千円となったことから当年度末未処分利益剰余金（累積欠損金）は△490,218 千円となり資本合計は 788,587 千円となった。

5 審査意見

(1) 令和6年度の概況について

令和6年度病院事業会計決算では、入院・外来患者数において、予算における見込み人数は入院で14,600人、外来で15,587人であったが、決算では入院12,110人、達成率82.9%、外来16,080人、達成率103.2%となった。予算対比で入院患者数が少なかった理由として、国では今後需要が高まると予想される在宅医療への対応を強化するため入院に限らない医療体制を整備する方向性となっており、診療報酬も急性期医療を終えた患者が在宅や介護施設への復帰に向けて医療やリハビリテーション、退院支援などに対して手厚い傾向にある。近隣市町でも、地域ケア包括病棟の活用と整備が進んでおり、従前は町立南幌病院へ転院してきた患者がそのまま元の病院の地域包括ケア病棟に転床していることが影響しているものと推察され、病床利用率が前年度より5.9%減少していることも同様の理由である。

医業収支の状況と医業収支比率は、昨年度より赤字が54,952千円増加しており、医業収支比率も6.8%減少した。この理由については、収益面では、入院患者の減少による入院収益の減少が大きく、費用面では、人事院勧告による人件費の増加や、本来であれば、入院患者の減少に比例して減少する材料費等の経費が、物価高騰により横ばいもしくは増加していることによるものである。

令和6年度の町立南幌病院の決算の状況は、「地域のみなさんを治し支え、その人らしい生活を支援する」という理念に基づき総合診療や訪問診療を軸とした経営方針を掲げている。その経営理念に共感するスタッフが徐々に集まり、近郊の病院と比較しても誇れる診療体制となっている。

今後は、地域への情報発信によりイメージアップを図ることが重要であり、収益面では、入院患者数の減少による病床利用率の低下が大きく影響していることから、利用率の改善が町立南幌病院の安定的・持続的な経営につながるものと考える。

(2) 審査意見の総括

令和6年度南幌町病院事業会計の決算報告書及び事業決算書並びに付属書類は関係諸帳表により検証した結果、それぞれ関係法令に基づいて作成され、その計数は適正に表示していると認められる。

公立の病院事業は全国的に利用者の減少により厳しい経営環境となっている。今後、町立南幌病院がどのような役割を担っていくのかを鑑み、より利用者の多い病院を目指し安定的な経営が続くことを期待し、審査意見とする。

認定第 3 号

令和 6 年度南幌町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南幌町下水道事業会計の歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

令和6年度南幌町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度南幌町下水道事業会計決算書について意見を次のとおり提出します。

記

1 審査の対象

令和6年度南幌町下水道事業会計決算の事業報告書、事業決算書、財務諸表並びに決算書作成の基礎とする関係書類及び証拠書類などを対象にした。

- (1) 令和6年度南幌町下水道事業決算報告書
- (2) 令和6年度南幌町下水道事業損益計算書
- (3) 令和6年度南幌町下水道事業貸借対照表
- (4) 令和6年度南幌町下水道事業剰余金計算書
- (5) 令和6年度南幌町下水道事業欠損金処理計算書
- (6) その他附属書類

2 審査の期間及び場所

期間 令和7年7月30日（1日間）

場所 南幌町役場監査委員室

3 審査の手続き

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和6年度下水道事業会計決算報告書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているかを主眼に実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高の確認等については、地方自治法第199条及び第235条の2の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の下捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

4 審査の内容

(1) 業務の概要について

【表1 業務量】

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度比		備 考
			増減数	増減率	
行政区域内人口	8,036 人	7,838 人	198 人	102.5%	
処 理 人 口	6,640 人	6,385 人	255 人	104.0%	下水道 6,198 人 農 集 442 人
水洗便所設置済人口	6,623 人	6,368 人	255 人	104.0%	下水道 6,187 人 農 集 436 人
普 及 率	82.6%	81.5%	1.1%	101.3%	下水道 77.1% 農 集 5.5%
水 洗 化 率	99.7%	99.7%	0.0%	100.0%	下水道 99.8% 農 集 98.6%
年間総処理水量	667,920 m ³	675,929 m ³	△8,009 m ³	98.8%	下水道 630,740 m ³ 農 集 37,180 m ³
年間有収水量	542,680 m ³	542,984 m ³	△304 m ³	99.9%	下水道 513,175 m ³ 農 集 29,505 m ³

処理人口は、6,640 人と前年度 6,385 人を 255 人上回り、前年度比 4.0%の増となった。
また、普及率は 82.6%と前年度 81.5%を 1.1%上回り、前年度比 1.3%の増となった。

(2) 収益的収入及び支出について

【表2 比較収支計算書】

(単位：千円)

科 目		令和 6 年度					令和 5 年度 実 績
		予算現額	決算額	達成率	前年度対比		
					増減額	増減率	
営業 収益	下水道使用料	114, 522	113, 638	99. 2%	—	—	—
	合 計	114, 522	113, 638	99. 2%	—	—	—
営業外 収益	他会計補助金	84, 910	84, 910	100. 0%	—	—	—
	負 担 金	5, 120	5, 121	100. 0%	—	—	—
	長期前受金戻入	99, 533	99, 535	100. 0%	—	—	—
	消費税及び地方消費税還付金	2, 518	10, 768	427. 6%	—	—	—
	雑 収 益	2	10	500. 0%	—	—	—
	合 計	192, 083	200, 344	104. 3%	—	—	—
特別 利益	過年度損益修正益	7, 980	8, 026	100. 6%	—	—	—
	合 計	7, 980	8, 026	100. 6%	—	—	—
収益合計		314, 585	322, 008	102. 4%	—	—	—
営業費用	管 渠 費	11, 042	10, 469	94. 8%	—	—	—
	処理場管理費	10, 714	9, 776	91. 2%	—	—	—
	ポンプ場費	22, 924	22, 068	96. 3%	—	—	—
	総 係 費	80, 017	76, 095	95. 1%	—	—	—
	減価償却費	196, 986	196, 985	100. 0%	—	—	—
	合 計	321, 683	315, 393	98. 0%	—	—	—
営業外費用	支払い利息及び企業債取扱諸費	7, 122	7, 120	100. 0%	—	—	—
	合 計	7, 122	7, 120	100. 0%	—	—	—
特別 損失	その他特別損失	50	6	12. 0%	—	—	—
	合 計	50	6	12. 0%	—	—	—
費用合計		328, 855	322, 519	98. 1%	—	—	—

収益合計は、322,008千円と予算現額314,585千円に対し7,423千円、達成率102.4%となった。

収益の内訳は、営業収益では113,638千円と予算現額114,522千円に対し△884千円、達成率99.2%、営業外収益では200,344千円と予算現額192,083千円に対し8,261千円、達成率104.3%、特別利益では8,026千円と予算現額7,980千円に対し46千円、達成率100.6%となった。

費用合計は、322,519千円と予算現額328,855千円に対して△6,336千円、達成率98.1%

となった。

費用の内訳は、営業費用では 315,393 千円と予算現額 321,683 千円に対して△6,290 千円、達成率 98.0%、営業外費用 7,120 千円と予算現額 7,122 千円に対して△2 千円、達成率 100%、特別損失 6 千円と予算現額 50 千円に対して△44 千円、達成率 12.0%となった。

(3) 資本的収支について

【表 3 資本的収支の明細】

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度			令和 5 年度	令和 4 年度
		決 算 額	前年度対比			
			増減額	増減率		
収 入	企 業 債	176,800	—	—	—	—
	他会計出資金	966	—	—	—	—
	国庫補助金	113,028	—	—	—	—
	受益者負担金及び分担金	0	—	—	—	—
	収 入 合 計	290,794	—	—	—	—
支 出	建 設 改 良 費	318,308	—	—	—	—
	企業債償還金	55,240	—	—	—	—
	支 出 合 計	373,548	—	—	—	—
収支差		△ 82,754	—	—	—	—

資本的収入は企業債発行 176,800 千円のほか、一般会計からの建設改良費不足額 966 千円を出資金として、さらに下水道事業における国庫補助金として 113,028 千円を受け入れ、合計 290,794 千円となった。

資本的支出では、固定資産の取得に建設改良費として合計 318,308 千円及び企業債償還金 55,240 千円、合計 373,548 千円を支出している。

この結果、現金の出入りを伴う資本的収支差額は△82,754 千円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 82,754 千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填した。

(4) 損益計算書について

【表4 損益計算書（収益）】

(単位：千円・税抜き)

区 分		令和6年度				令和5年度	
		決 算 額	構成比	前 年 度 対 比		決 算 額	構成比
				増減額	増減率		
営業収益	下水道使用料	103,328	34.3%	—	—	—	—
	合 計	103,328	34.3%	—	—	—	—
営業外収益	他会計補助金	84,910	28.2%	—	—	—	—
	負 担 金	5,121	1.7%	—	—	—	—
	長期前受金戻入	99,535	33.1%	—	—	—	—
	雑 収 入	11	0.0%	—	—	—	—
	合 計	189,577	63.0%	—	—	—	—
特別利益	過年度損益修正益	8,026	2.7%	—	—	—	—
	合 計	8,026	2.7%	—	—	—	—
合 計		300,931	100.0%		—	—	—

【表5 損益計算書（支出）】

(単位：千円・税抜き)

区 分		令和6年度				令和5年度	
		決 算 額	構成比	前 年 度 対 比		決 算 額	構成比
				増減額	増減率		
営業費用	管 渠 費	9,521	3.0%	—	—	—	—
	処理場管理費	8,893	2.8%	—	—	—	—
	ポンプ場費	20,066	6.4%	—	—	—	—
	総 係 費	71,773	22.8%	—	—	—	—
	減価償却費	196,985	62.6%	—	—	—	—
	合 計	307,238	97.6%	—	—	—	—
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	7,120	2.3%	—	—	—	—
	雑 支 出	409	0.1%	—	—	—	—
	合 計	7,529	2.4%	—	—	—	—
特別損失	その他特別損失	5	0.0%	—	—	—	—
	合 計	5	0.0%	—	—	—	—
合 計		314,772	100.0%	—	—	—	—

営業収益、営業外収益及び特別利益を合計した総収益は 300,931 千円で、営業費用、営業外費用及び特別損失を合計した総費用は 314,772 千円である。その結果、収支差引額△13,841 千円は不足額として当年度純損失となった。

①営業収益及び営業費用について

営業収益は 103,328 千円で総収益の 34.3%を占めている。営業費用は 307,238 千円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△203,910 千円となった。

営業収益の構成比は、下水道使用料のみとなり、100%となっている。一方、営業費用の構成比は、減価償却費が最も大きく、62.6%を占めており、次いで総係費が 22.8%を占めている。

②営業外収益及び営業外費用について

営業外収益の合計は 189,577 千円、総収益の 63.0%で、営業外収益の内訳は、他会計補助金 84,910 千円で、一般会計からの繰入が営業外収益の 44.8%を占めている。

営業外費用は 7,529 千円、総費用の 2.4%で、営業外費用の内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が 7,120 千円で営業外費用の 94.6%を占めている。

この結果、営業外利益は、182,048 千円となった。

③特別利益及び特別損失について

特別利益は 8,026 千円となった。これは、過年度損益修正益による令和 5 年度消費税申告分が還付となったことによるものである。

特別損失は、5 千円となった。

(5) 財務について

本年度下水道事業会計の財務規模は 4,431,619 千円となった。

①資産の部（運用）

【表 6 比較貸借対照表（資産）】

（単位：千円）

区 分		令和 6 年度				令和 5 年度	
		決 算 額	構成比	前 年 度 対 比		決 算 額	構成比
				増減額	増減率		
固定資産	構 築 物	3,762,109	84.9%	—	—	—	—
	建設仮勘定	221,031	5.0%	—	—	—	—
	無形固定資産	377,532	8.5%	—	—	—	—
	固定資産計	4,360,672	98.4%	—	—	—	—
流動資産	現 金 ・ 預 金	23,632	0.6%	—	—	—	—
	未 収 金	37,006	0.8%	—	—	—	—
	その他流動資産	10,309	0.2%	—	—	—	—
	流動資産計	70,947	1.6%	—	—	—	—
資 産 合 計		4,431,619	100.0%		—	—	—

資産勘定では、固定資産の正味残高は 4,360,672 千円で構築物は主に管路施設である。流動資産の 70,947 千円となった。

②有形固定資産の状況

【表 7 有形固定資産の明細】

（単位：千円）

区 分	前年度末 残高	令和 6 年度				
		増加	減少	年度末 現在高	減価償却 累計額	年度末償 却未済高
構 築 物	3,926,243	16,350	0	3,942,593	180,484	3,762,109
建 設 仮 勘 定	0	0	0	0	△221,030	221,030
合 計	3,926,243	16,350	0	3,942,593	△40,546	3,983,139

本年度末の有形固定資産残高は 3,942,593 千円となった。減価償却累計額△40,546 千円であり、年度末の減価償却資産に対する償却率は△1.0%となっている。

③負債・資本の部（調達）

【表 8 比較貸借対照表（調達）】

（単位：千円）

区 分			令和 6 年度末				令和 5 年度末	
			決算額	構成比	前年度対比		決算額	構成比
					増減額	増減率		
負債の部		企 業 債	676,951	15.3%	—	—	—	—
		固定負債合計	676,951	15.3%	—	—	—	—
	流動負債	企 業 債	55,021	1.2%	—	—	—	—
		未 払 金	42,878	1.0%	—	—	—	—
		引 当 金	435	0.0%	—	—	—	—
		その他流動負債	10,309	0.2%	—	—	—	—
		流 動 負 債 計	108,643	2.4%	—	—	—	—
	繰延収益	長 期 前 受 金	2,323,233	52.4%	—	—	—	—
		長期前受金収益化累計額	△ 99,535	△2.2%	—	—	—	—
		繰 延 収 益 計	2,223,698	50.2%	—	—	—	—
	負 債 合 計		3,009,292	67.9%	—	—	—	—
資本の部	資本金	固 有 資 本 金	1,435,202	32.4%	—	—	—	—
		再評価組入資本金	0	0.0%	—	—	—	—
		繰 入 資 本 金	966	0.0%	—	—	—	—
		組 入 資 本 金	0	0.0%	—	—	—	—
		資 本 金 計	1,436,168	32.4%	—	—	—	—
	剰余金	繰越利益剰余金	0	0.0%	—	—	—	—
		当年度純利益	△13,841	△0.3%	—	—	—	—
		剰 余 金 計	△ 13,841	△0.3%	—	—	—	—
	資 本 合 計		1,422,327	32.1%	—	—	—	—
負債・資本の部合計			4,431,619	100.0%	—	—	—	—

負債勘定では、固定負債で新規に下水道事業債 176,800 千円を発行したが、翌年度償還分 55,021 千円を流動負債に振り替えた。

下水道事業債は、前年度末残高 610,411 千円（固定負債 555,172 千円、流動負債 55,239 千円）に対して 176,800 千円を発行し 55,239 千円を償還したことから、本年度末残高は 731,972 千円（固定負債 676,951 千円、流動負債 55,021 千円）となった。

流動負債は、負債について決算日の翌日から起算して 1 年以内支払い分を固定負債に区分する 1 年会計基準により、令和 7 年度の起債予定額 55,021 千円を固定負債から振り

替え、企業債残高が、55,021 千円と 218 千円の減少、未払金が 42,878 千円、職員手当に係る賞与引当金及び法定福利費引当金が 435 千円となった。

繰延収益は固定資産取得に伴い、2,223,698 千円となった。

資本の部では繰入資本金が 966 千円となり当年度純利益が△13,841 千円となったことから当年度末未処理分利益余剰金（累積欠損金）は 13,841 千円となり資本合計は 1,422,327 千円となった。

5 審査意見

（１）令和 6 年度の概況

令和 6 年度は、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が地方公営企業法の一部を適用し公営企業会計へ移行した初年度であり、事業の透明性や適正な料金設定、財政状況の把握を主な目的として企業会計へ移行している。

令和 6 年度は、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率は 65.3%であった。流動比率は財務状態を示す指標であり、100%を超えることが望ましいとされていることから、今後においては、留保資金が改善していけば、増加で推移していくものと推察される。

資本的収支においては、収入では企業債、他会計出資金及び国庫補助金の合計が 290,794 千円で、支出では建設改良費及び企業債償還金の合計が 373,548 千円となっており、収支差が△82,754 千円となった。その財源は当年度損益勘定留保資金で補填されている状態である。

損益計算書においては、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△203,910 千円で主に減価償却費等に対する現金の伴わない支出による営業費用の増が要因となっている。

営業収益、営業外収益及び特別利益を合計した総収益から、営業費用、営業外費用及び特別損失を合計した総費用を差し引いた収支差引額は純利益△13,841 千円となっている。

（２）審査意見の総括

令和 6 年度南幌町下水道事業会計の決算報告書及び事業決算書並びに付属書類は関係諸帳表により検証した結果、それぞれ関係法令に基づいて作成され、その計数は適正に表示していると認められる。

下水道事業は、町民の衛生的な生活を維持するため、重要なインフラであり、安定的で持続的な事業経営が求められる。

令和 7 年度に南幌町下水道事業経営戦略が見直しされる予定で、将来的にその経営戦略に基づく健全かつ持続的な下水道事業経営が行われることを望む。

報告第 5 号

令和 6 年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足
比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3
条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく南幌町健
全化判断比率及び南幌町資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

令和 6 年度南幌町健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 5 . 0 %)	— (2 0 . 0 %)	1 2 . 4 % (2 5 . 0 %)	1 2 8 . 3 % (3 5 0 . 0 %)
備考 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字 比率は「—」で表している。 2 括弧内は南幌町における早期健全化基準を表している。			

令和 6 年度南幌町資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	— (2 0 . 0 %)
下水道事業会計	— (2 0 . 0 %)
備考 1 公営企業会計において資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表 している。 2 括弧内は経営健全化基準を表している。	

南 監 査 号
令和7年8月27日

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

令和6年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

記

1 審査の対象

令和6年度南幌町各会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、南幌町各公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月19日（1日間）

3 審査の概要

財政健全化及び経営健全化の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査を行った。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 健全化判断比率

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－％	15.0％	20.0％
連結実質赤字比率	－％	20.0％	30.0％
実質公債費比率	12.4％	25.0％	35.0％
将来負担比率	128.3％	350.0％	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－」で表示している。

(3) 資金不足比率

特別会計の名称	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	－％	20.0％
下水道事業会計	－％	20.0％

※資金不足比率については、いずれの会計についても資金不足額がないため「－」で表示している。

(4) 個別意見

①実質赤字比率について

令和6年度一般会計決算については、実質収支が黒字となっているため、実質赤字比率は発生しない。

②連結実質赤字比率について

令和6年度一般会計及び公営事業会計の連結決算については、連結実質収支が黒字となっているため連結実質赤字比率は発生しない。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は12.4％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると12.6％下回るとともに、起債にあたり許可を必要とする基準の18.0％を5.6％下回っている。

単年度比率では、令和4年度12.1％、令和5年度12.8％、令和6年度12.1％となり、実質公債費率を算定するうえで分母となる、普通交付税額の増加が主な要因で、前年度と比較すると0.7％減少している。

令和6年度も前年度同様、実質公債費比率は18.0％を下回っており公債費負担適正化計画の策定義務はない。

④将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は128.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを221.7%下回っている。

令和5年度の将来負担比率111.2%との比較では17.1%増加している。本町は全道的に高い水準にあり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すこの指標は、今後注視していく必要がある。

⑤資金不足比率について

本町では公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）に関して、資金不足は生じていない。

(5) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 4 9 号

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年南幌町条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年南幌町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条第１項関係）

機関	事務
１ 町長	南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和４８年南幌町条例第３０号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
２ 町長	南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
３ 町長	南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成６年南幌町条例第２９号）による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
４ 町長	南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例（平成２３年南幌町条例第５号）による児童生徒等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
５ 町長	介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
６ 町長	町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に登録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
７ 教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による就学援助に関する事務（医療費を除く）であって規則で定めるもの
８ 教育委員会	学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）による小学校若

	しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条第1項及び第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例による児童生徒等に対する医療費の助成に関する情報（以下「児童生徒等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	南幌町重度心身障害者及び	住民票関係情報であって規則で定め

	ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	るもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童生徒等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	南幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童生徒等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例による児童生徒等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定

		めるもの
5 町長	介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童生徒等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務（医療費を除	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	く) であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法施行令による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条第1項関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務（医療費を除く）であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 教育委員会	学校教育法施行令による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供について定めるべき事項を整理する必要があることから、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

議案第 5 0 号

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年南幌町条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年南幌町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 4 を第 16 条の 5 とする。

第 16 条の 3 の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 4 とし、第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 9 号）第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職

員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第16条第1項中「合む」を「含む」に、「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本案を提案するものである。

議案第 5 1 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年南幌町条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年南幌町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条第２項」の次に「（法第１２条及び第１９条第６項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第１４条（同法第１７条において準用する場合を含む。）」を「（法第１１条第２項において準用する場合を含む。）」に、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改め、「基づき」の次に「、並びに法を実施するため」を加える。

第１７条第２号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第１８条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１８条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条（見出しを除く。）を次のように改める。

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本案を提案するものである。

議案第 5 2 号

職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の寒冷地手当に関する条例（昭和 3 9 年南幌町条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の寒冷地手当に関する条例（昭和３９年南幌町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「給与条例第９条第２項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者」を「扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第９条第２項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者」に改める。

第３条第１項中「基準日において」及び「以下この項において「有給休職者」という。」を削り、同項後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新たに扶養親族の範囲を規定するため、本案を提案するものである。

議案第 53 号

町税条例の一部を改正する条例制定について

町税条例（昭和 33 年南幌町条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和３３年南幌町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量

(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項

ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 5 4 号

南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について

南幌町下水道条例（昭和 6 0 年南幌町条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町下水道条例の一部を改正する条例

南幌町下水道条例（昭和 6 0 年南幌町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「除く。）は」の次に「、次に掲げる工事を除き、」を加え、「に委託するもの」を削り、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- （１） 町が施行する工事
- （２） 災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定業者に排水設備等の工事を実施できるようにするため、本案を提案するものである。

議案第 5 5 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 4 3 年 5 月 1 日地方第 7 2 2 号指令許可）を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改更する理約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

提案理由

北海道町村議会議員公務災害補償等組合が共同処理する事務に係る加入団体が解散により脱退したことに伴い、同組合理約の一部を改更することについて地方自治法の規定により協議するため、本案を提案するものである。

議案第 5 6 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約（平成 3 1 年 2 月 2 2 日市町村第 1 8 7 7 号指令）を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

提案理由

北海道市町村総合事務組合が共同処理する事務に係る加入団体が解散により脱退したことに伴い、同組合規約の一部を変更することについて地方自治法の規定により協議するため、本案を提案するものである。

議案第 5 7 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

提案理由

北海道市町村職員退職手当組合が共同処理する事務に係る加入団体が解散により脱退したことに伴い、同組合理約の一部を変更することについて地方自治法の規定により協議するため、本案を提案するものである。

発議第 13 号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 目 的 | 姉妹町熊本県多良木町他行政視察のため |
| 2 | 期 日 | 令和 7 年 1 0 月 2 0 日から 2 2 日までの 3 日間 |
| 3 | 場 所 | 熊本県多良木町
鹿児島県鹿児島市 |
| 4 | 派遣人員 | 5 名
(湯本 要、西股 裕司、細川美喜男、加藤 真悟、
石川 康弘) |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第 14 号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和7年9月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 家 塚 雅 人

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 総務常任委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年10月1日
至：令和7年12月31日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年9月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 産業経済常任委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年10月1日
至：令和7年12月31日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

令和7年9月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 議会運営委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年10月1日
至：令和7年12月31日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

報告第 6 号

株式会社南幌振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、
令和 6 年度株式会社南幌振興公社経営状況について報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

